

平成22年度取りまとめ政策レビュー取組状況

資料2-2-⑨

テーマ名	⑨ 鉄道の安全施策
評価の目的、必要性	<p>福知山線列車脱線事故等の重大な事故の発生を踏まえ、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」の制定(平成18年)等の措置を講じたことを受け、評価を実施することとしたものである。</p> <p>なお、同法附則第8条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認められるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、同法施行の5年後である平成23年度に適切な対応をとることができるよう、平成22年度に評価をとりまとめることとしたものである。</p> <p>①鉄道事業法等の改正に基づく施策の評価 ②踏切道改良促進法の改正に基づく施策の評価</p>
評価の視点	<p>鉄道の安全施策の効果について、事業者における安全管理体制の構築状況、施設・車両の維持管理の状況、踏切道の改良実績、事故の発生状況等について、法律改正前後で比較すること等の視点から評価する。この結果により、今後の施策の方向性について言及。</p>
評価手法	<p>事故等統計データ、施設・車両の維持管理の状況、踏切道の除却・改良等件数等を分析するほか、関係者等への意見聴取</p>
検討状況	<p>平成21年度の統計データ等について整理、分析を行っているところであり、これらについて、引き続き分析を行っていく。また、関係者への意見聴取の実施に向け、検討をしていく。</p>
政策への反映の方向	<p>評価結果を踏まえた鉄道の安全施策を推進していく。 また、踏切道改良促進法改正に向け、評価結果を活用していく。</p>
第三者の知見の活用	<p>国土交通省政策評価会のほか第三者への意見聴取を実施。</p>
備考	

鉄道事業法の改正概要(平成18年10月施行)

輸送の安全の確保

- 「輸送の安全の確保」を鉄道事業法の目的規定に明記
- 鉄道事業者に対して輸送の安全性の向上に関する不断の努力を義務化

鉄道事業者の安全管理体制の確立

- 安全管理の体制、方法等を定めた**安全管理規程**の作成及び届出
- 安全統括管理者**(役員級)、**運転管理者**(部長等の管理職級)の選任及び届出

利用者による監視

国による安全に関わる情報の公表

事業者による安全報告書の公表

国の指導・監督

安全管理規程の変更命令
安全統括管理者、運転管理者の解任命令

業務の管理の受委託許可の取消し、受託者に対する改善命令
受託者への報告徴収、立入検査

法人に対する罰則の強化

踏切道改良促進法の改正概要(平成18年4月施行)

指定期間の延長

改良が必要と認められる踏切道指定期間を平成18年度以降の5箇年間に延長

※保安設備整備計画の実施に係る補助措置の期間の延長

歩行者等立体横断施設の整備の追加

歩行者等が安全かつ円滑に横断できる横断歩道橋等の整備を改良方法に追加

勧告制度の創設

正当な理由がなく踏切道の改良を実施しない場合の勧告制度の創設

報告徴収制度の創設

踏切道の改良の実施の状況等について報告徴収制度の創設

無利子貸付制度の創設

連続立体交差事業に係る無利子貸付制度の創設

鉄道輸送における安全・安心の確保(政策レビュー項目)

「輸送の安全が全てのサービスに優先する」との認識のもとで、鉄道車両や施設・設備の安全性向上、安全を最優先とする企業風土の構築、地震等の災害対策など、安全・安心の確保に向けた総合的で不断の取り組みを推進

政策レビュー項目

輸送の安全を確保するための取組の強化(安全最優先の徹底等)

鉄道事業法の改正(平成18年10月施行)

- 事業者の安全管理体制の確立
 - 安全管理規程の設定・届出、安全統括管理者等の選任・届出等の義務付け
- 国による監視の強化
 - 安全管理規程の変更命令、安全統括管理者等の解任命令 等
- 輸送の安全にかかわる情報の公表

踏切対策

踏切道改良促進法の改正(平成18年4月施行)

- 立体交差化や統廃合により除去できない踏切道の踏切保安設備設置を促進

鉄道車両や施設・設備等の安全性向上

福知山線列車脱線事故を踏まえた各種対策

- 技術基準の改正(H18.7)
 - 曲線部等の速度制限装置(ATS等)の設置
 - 運転士異常時列車停止装置の設置
 - 運転状況記録装置の設置 など
 ※特に危険性の高い急曲線部における速度制限機能付ATS等の緊急整備(平成19年3月末までに設置完了)
- 事故調査委員会最終報告(建議等)の対応
 - 事故やインシデントの分析・活用方策等の検討
 - 列車無線による交信のあり方の検討
 - 車両の安全性向上方策の検討 等



ホームの安全対策

- プラットフォーム下への転落に対する対応のための非常停止押ボタン、転落検知マット等の整備
- 視覚障害者のホームからの転落防止等のための点字ブロックの設置、ホーム可動柵等の設置の推進
- 列車出発時における乗客等の扉挟み・引きずり防止対策の徹底

災害対策など

- 土砂崩れ等の防災・減災を目的として、関係省庁等からなる「斜面の安全対策に関する連絡会」を活用し、危険情報等を共有
- 自然災害・火災・劣化等による鉄道施設の被害の低減



地震対策

- 【新幹線】
- 高架橋やトンネルの耐震補強(概ね平成19年度で完了)
 - 地震検知・警報装置の改良(警報発信時間:3秒→2秒)
 - 走行中に地震を受けた場合にも列車が大きく逸脱しない対策



- 【在来線】
- 主要駅の耐震補強

強風対策

- 風速計の新設等(1,671箇所)
- 「風観測の手引き」、「防風設備の手引き」の策定とそれに基づく対策の強化
- 総合的な強風対策、突風対策について引き続き調査・研究

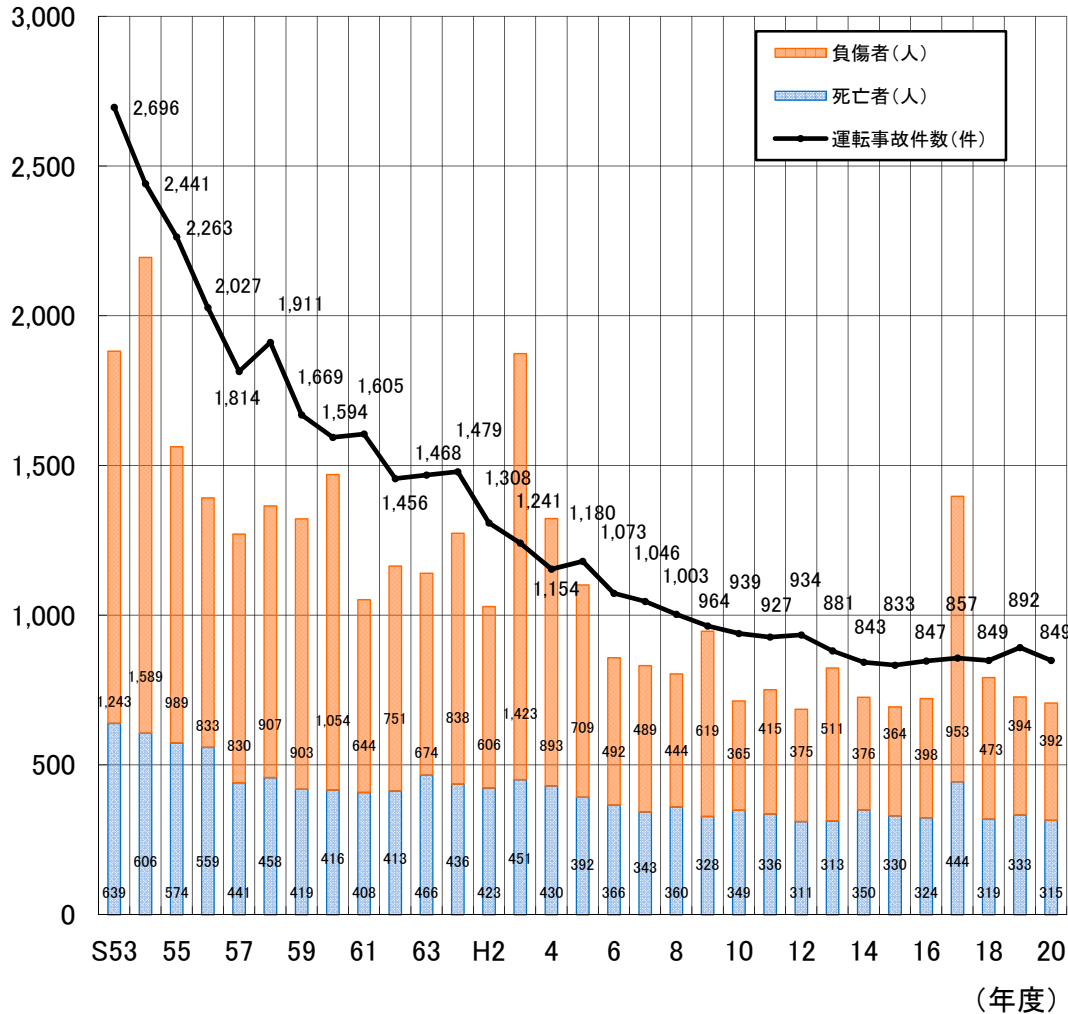


防風柵

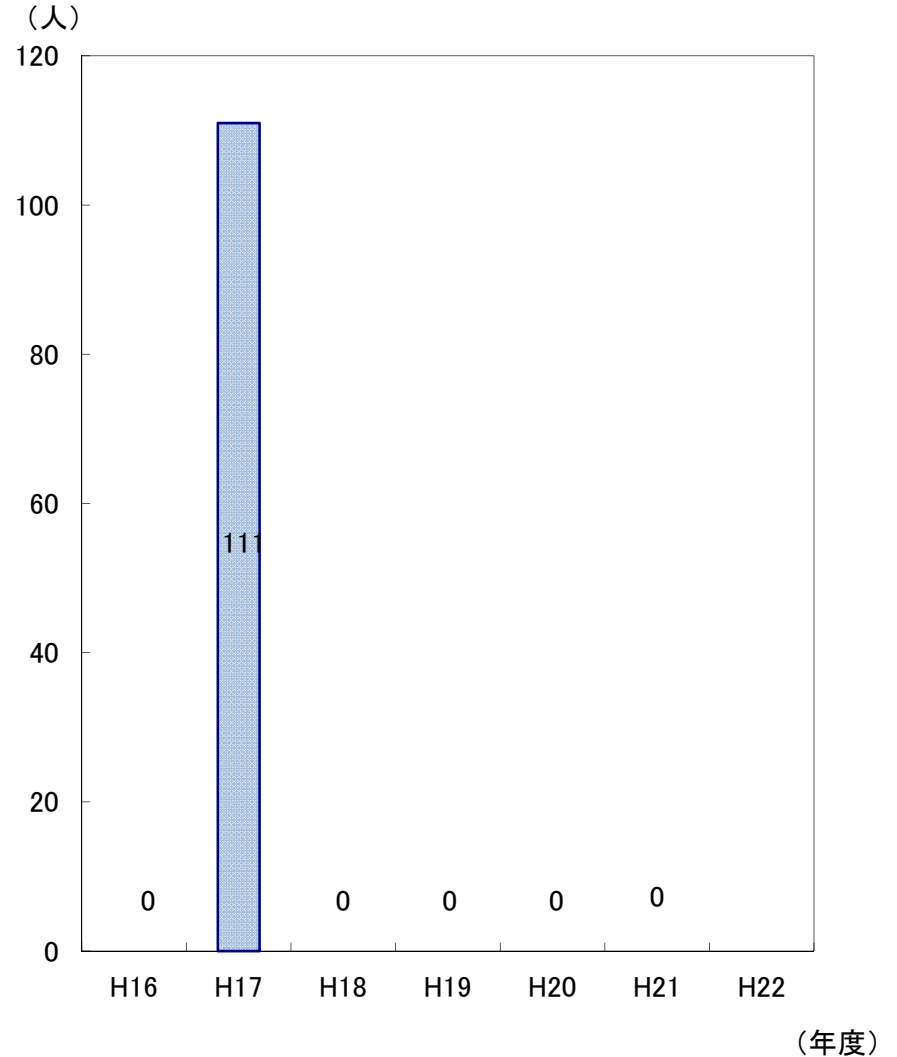


風速計

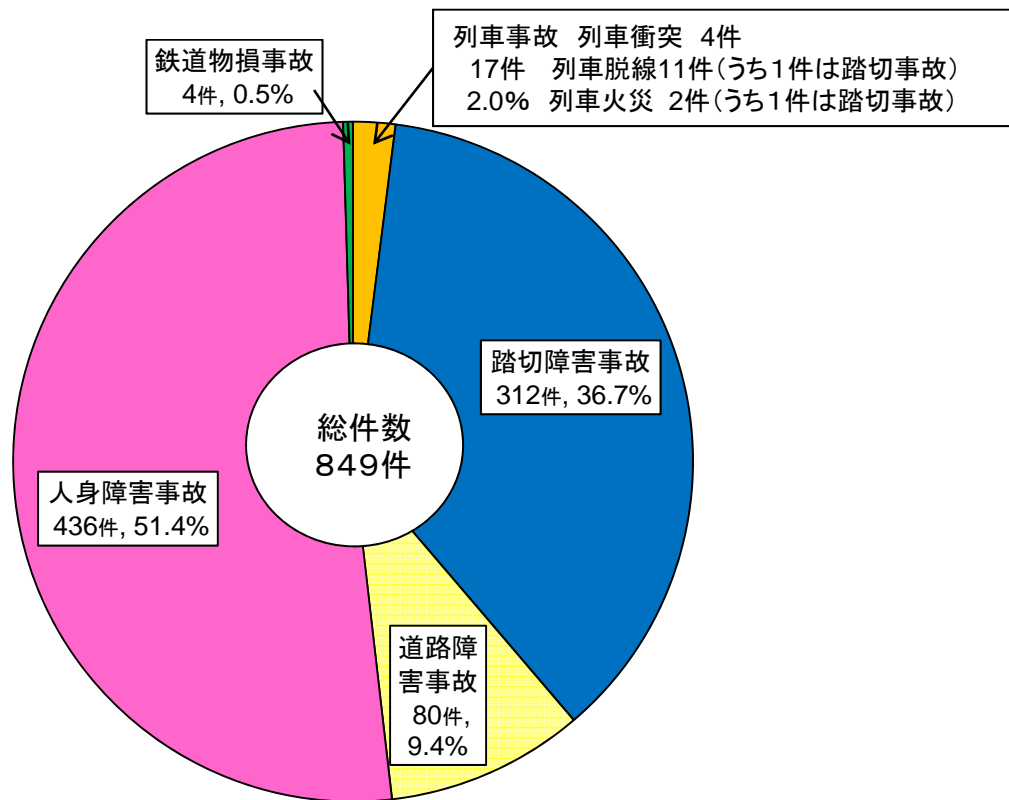
運転事故件数の推移



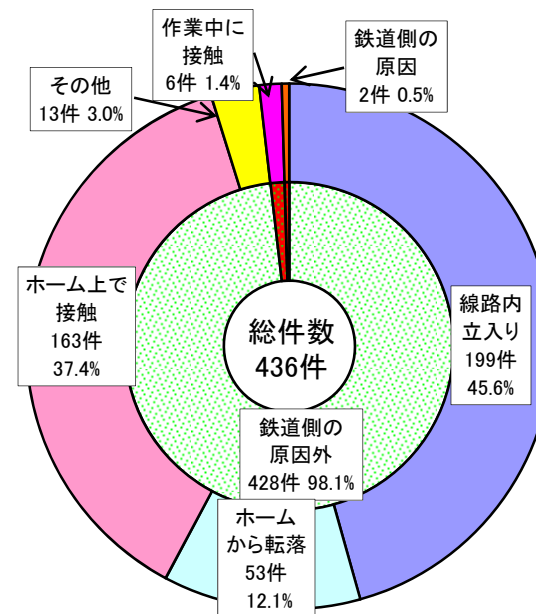
運転事故による乗客の死亡者数の推移



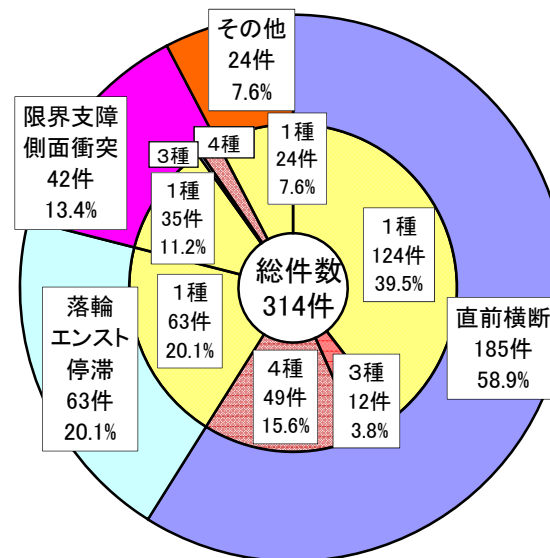
運転事故の発生状況



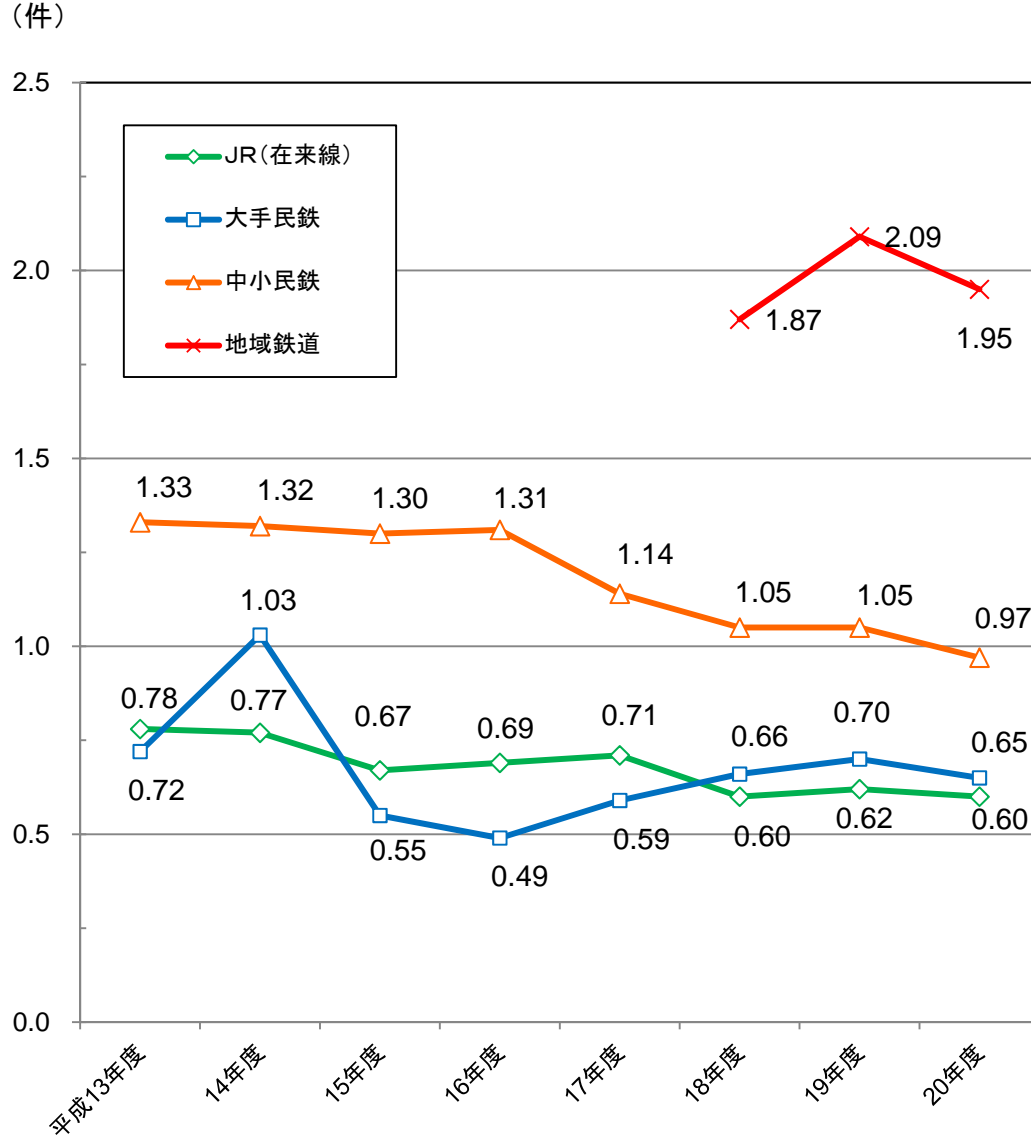
人身障害事故の状況



踏切障害事故の状況

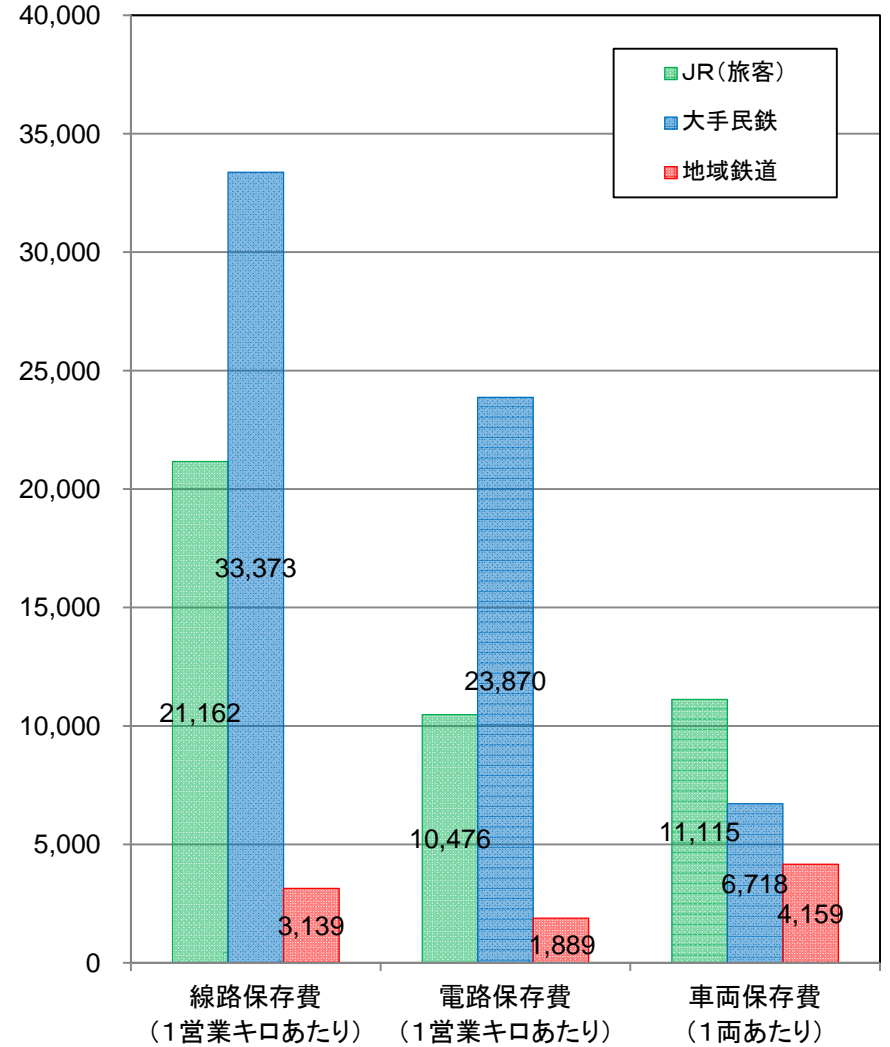


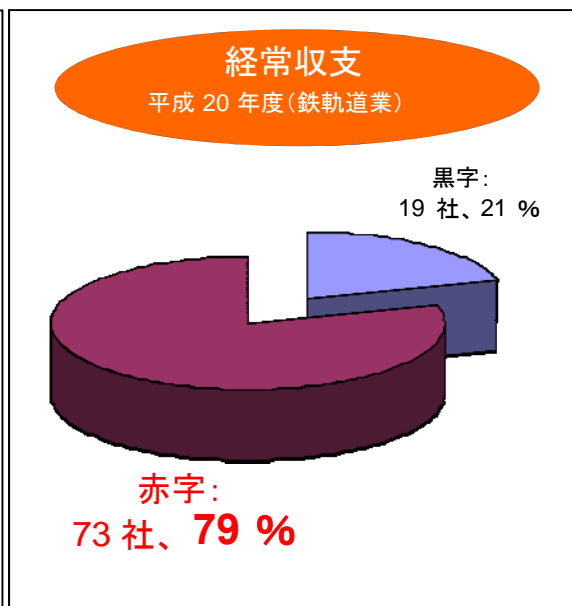
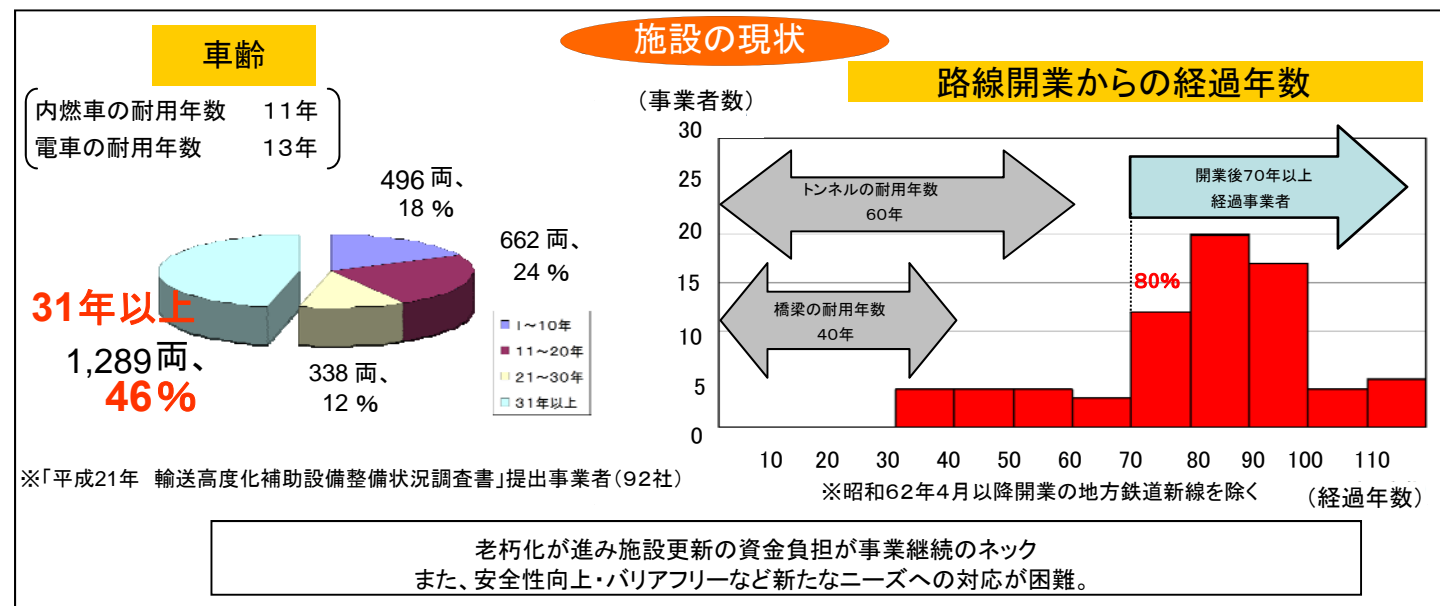
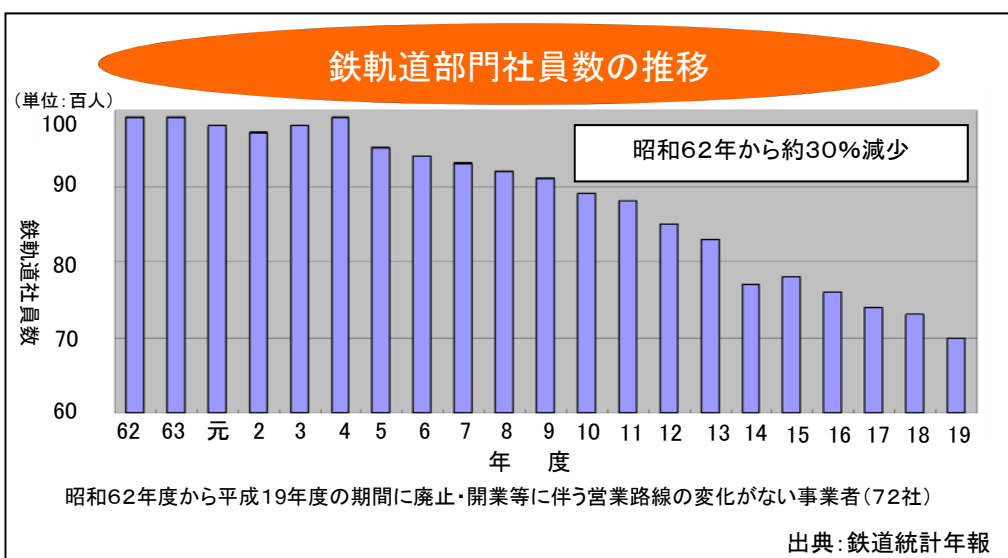
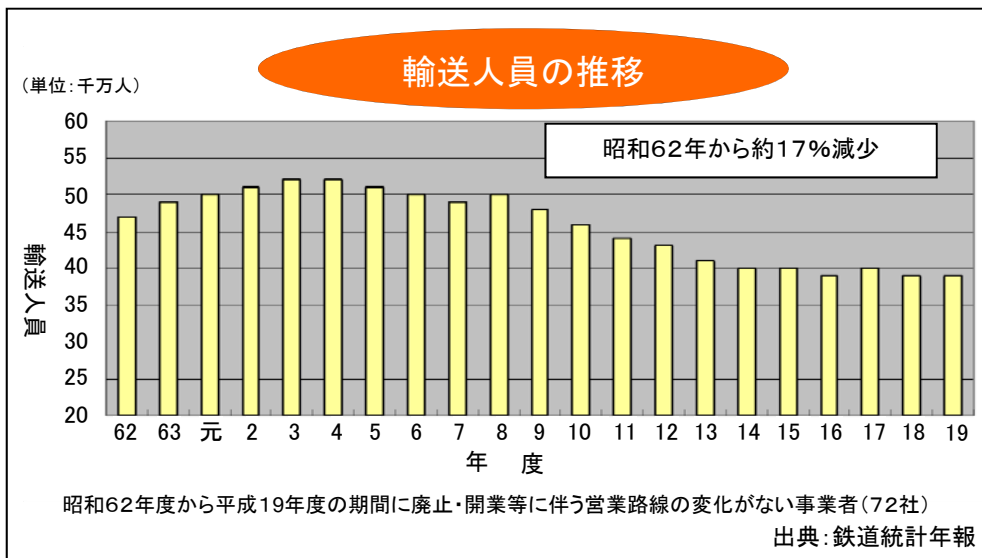
列車百万キロあたりの運転事故件数の推移



営業キロあたりの線路保存費等(平成20年度)

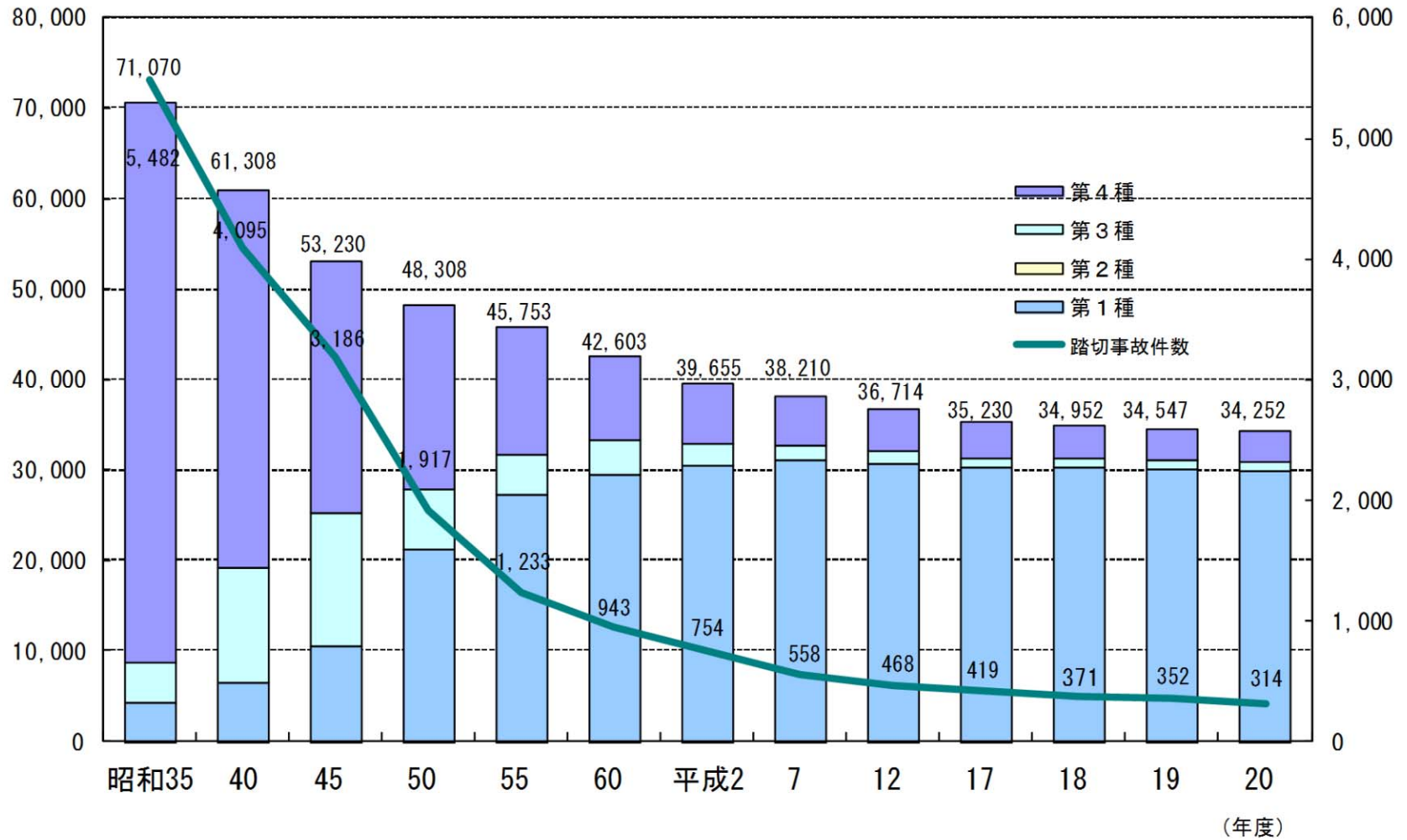
(千円)





踏切道数と踏切事故件数の推移

 踏切道数
(箇所)

 踏切事故件数
(件)


今後の検討

現在、平成21年度の統計データ等について整理、分析を行っているところであり、引き続き、法律改正時点からの各種データの推移状況等、詳細な分析を進める。
また、関係者への意見聴取の実施に向け、検討を進めて行く。

平成22年度取りまとめ政策レビュー取組状況

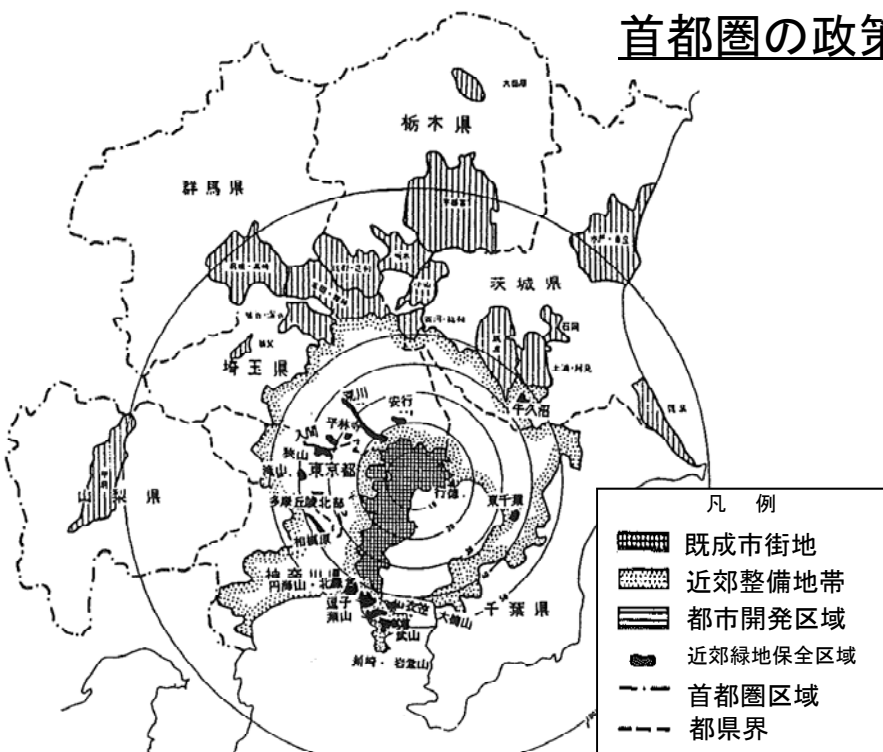
資料2-2-⑩

テーマ名	⑩ 首都圏整備法等に基づく大都市圏政策の見直し
評価の目的、必要性	<p>・我が国の大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏)においては昭和30年以降、高度経済成長期における既成市街地等における外部不経済を防止し、大都市圏の秩序ある発展を図るため、政策区域の指定や整備計画等の策定を行ってきた。</p> <p>・我が国の大都市圏を巡る社会経済状況は制度導入時と大きく変化しており、我が国の大都市圏が世界的な大競争に勝ち抜く真のイノベーションセンター、スーパーメガリージョンを目指すとともに、成熟国家に見合った大都市圏の実現をめざす政策体系に転換する必要がある。</p> <p>・このような状況を踏まえ、これまでの大都市圏政策について政策レビューを実施し、総合的に評価するものとする。</p>
評価の視点	<p>○施策の進捗状況</p> <p>○制度導入時の目的を達成できたか、制度の効果の検証</p> <p>○現行の政策体系がひきつづき有効であるかどうかの検討</p>
評価手法	各種データや事例の収集、地方公共団体等へのヒアリングなどを実施し結果を分析
検討状況	大都市圏政策ワーキングチーム(座長:浅見泰司 東京大学空間情報科学研究センター副センター長)等により検討を進めてきたところ。(平成21年12月中間とりまとめ)
政策への反映の方向	国土交通省成長戦略会議報告書(平成22年5月17日公表)において、『国家戦略的観点から「大都市圏戦略基本法(仮称)」を制定し(首都圏整備法等を抜本改正)、国が国家戦略として「大都市圏戦略」を策定する』ことが位置付けられており、今回の政策レビューの結果は今後の大都市圏整備に関する政策の見直しに活用する。
第三者の知見の活用	今年度夏頃を目途として、民間、関係地方公共団体、有識者等からなる検討の場を設置する予定。
備考	省内外関係部局の連携のもと、政策レビューを進める。

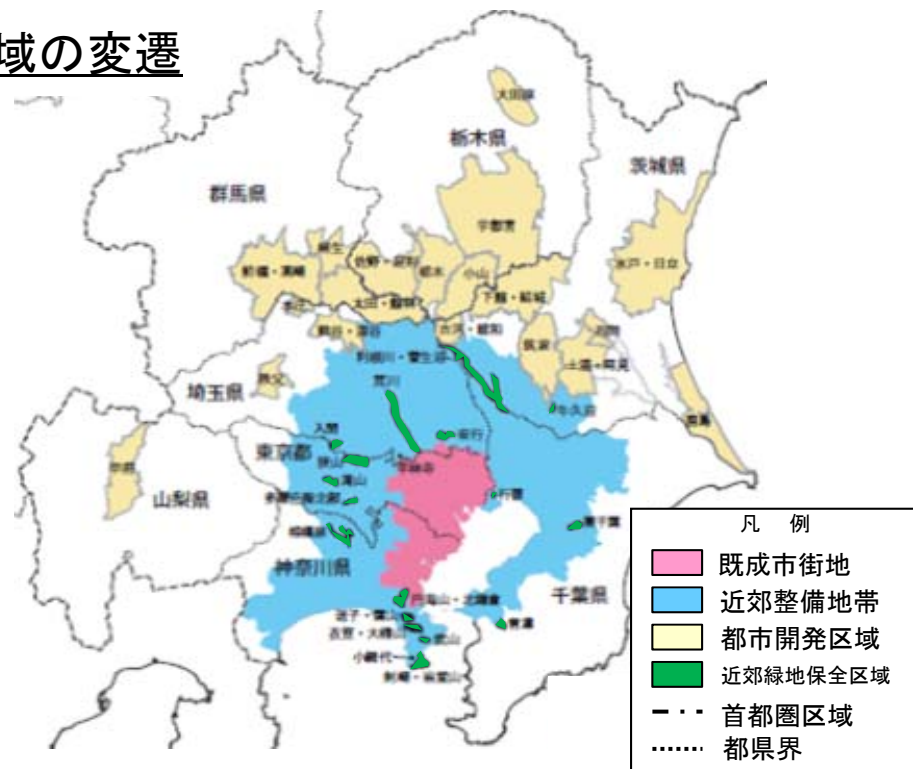
(2) 首都圏整備法等の基本構成

- 首都圏整備法等では、大都市圏の望ましい圏域構造を実現するため、政策区域(既成市街地・近郊整備地帯等)を指定。
- これらの政策区域をベースとし、近郊整備地帯等への財政上の特例措置や既成市街地への工場等の立地等に関する特例措置等が設けられ、一貫して分散を基調とする大都市圏の整備誘導が図られてきた。
- これらの特例措置については、これまで必要に応じ廃止・修正されてきたものの、政策区域については、当初指定から現在まで基本的な構想の変更は行われていない。

首都圏の政策区域の変遷



当初指定当時の政策区域

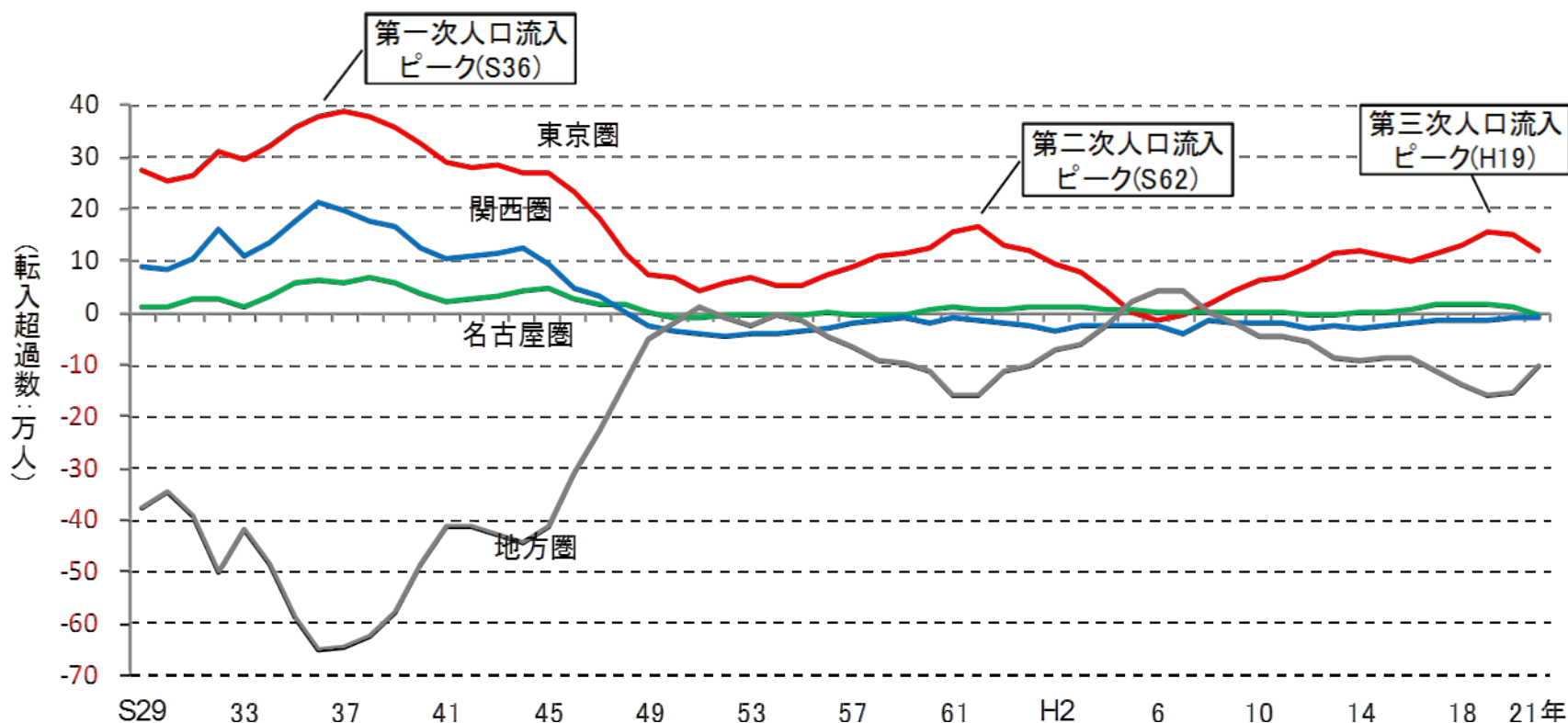


現行の政策区域

(3) 三大都市圏の人口の動向

○戦後、東京圏をはじめとする三大都市圏への人口集中が急激に進展した。その後の人口移動については圏域毎に差異があるものの、全体としては、地方圏から大都市圏への人口の移動が継続している状況にある。

三大都市圏への転入超過数の推移

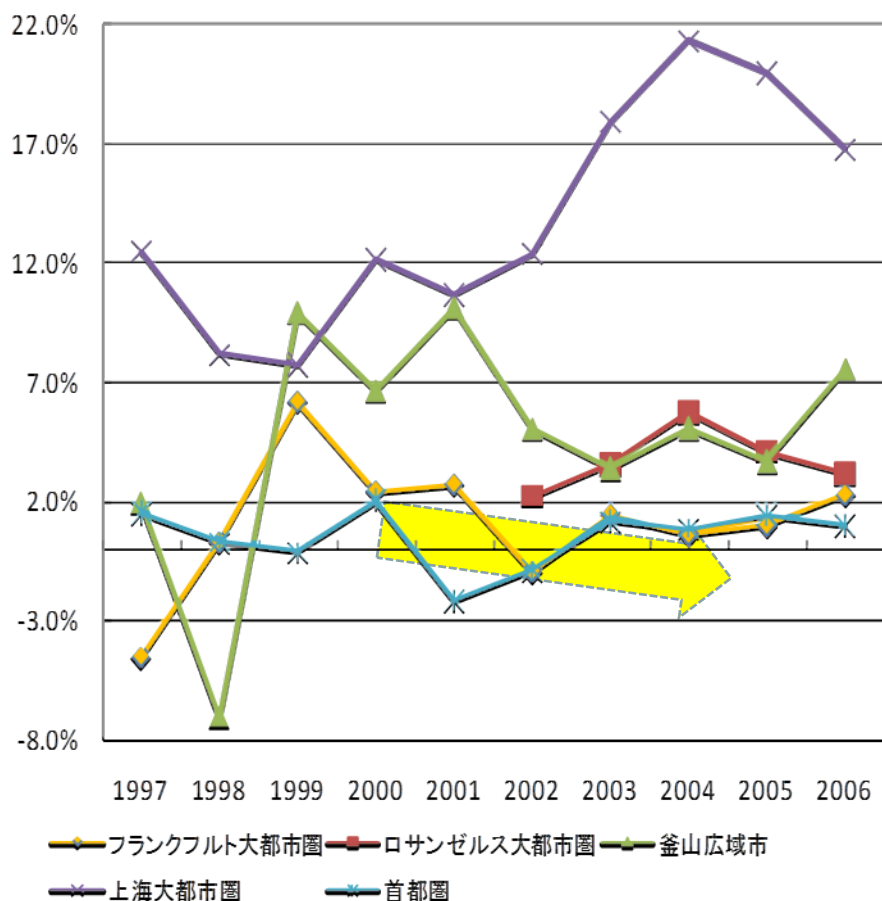


資料:「住民基本台帳人口移動報告」(総務省)より国土交通省国土計画局作成

(4) 我が国の大都市圏における国際的地位の相対的低下

- 東京都を含む首都圏全体のGDP成長率は緩やかな減少傾向にあり、諸外国の大都市圏と比較して低い。
- 我が国の証券取引所における外国会社の上場数は少なく、シンガポールで大きく増加している一方、減少を続けている。

首都圏と諸外国の大都市圏のGDP成長率推移



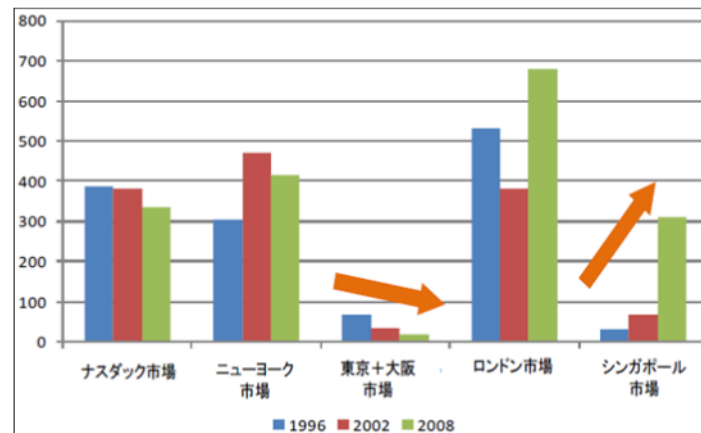
資料: 国土交通省国土計画局作成

2025年のGDP推定成長率

	GDP推定成長率 (2008~2025年平均)	ランキング (151都市)
東京	1.7%	131位
ハノイ	7.0%	1位
北京	6.7%	8位

資料: PricewaterhouseCoopers UK Economic Outlook November 2009

各国証券取引所における外国会社上場数の推移



資料: 「年次報告」(国際証券取引所連合)

(5) 三大都市圏から地方圏への経済移転

○三大都市圏では全国のGDPの約55%を人口の約50%で創出している。
 ○また、広域ブロック別に国から地方への移転額(地方交付税、地方贈与税、国庫支出金)から国税収入を差し引いた国から地方への純移転額についてみると、三大都市圏がマイナスであるのに対し、地方圏はプラスとなっており、地方圏への移転額を三大都市圏が担う構造となっている。

広域ブロック別の経済力データ (平成20年)

	①		②		③		④(③-①)		⑤		⑥	
	国税		地方税		国から地方への移転額 (地方交付税+地方譲与税+国庫支出金)		国から地方への純移転額		圏域GDP (対全国シェア)		人口 (対全国シェア)	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	千人	%		
北海道	11,285	13,282	22,601	11,315	184,584	3.5	5,535	4.3				
東北圏	21,709	28,646	42,471	20,762	422,801	8.1	11,823	9.3				
首都圏	258,914	159,629	47,240	▲ 211,674	1,956,430	37.6	42,848	33.6				
北陸圏	7,228	9,123	9,809	2,581	126,716	2.4	3,081	2.4				
中部圏	54,707	57,903	25,210	▲ 29,497	778,408	15.0	17,349	13.6				
近畿圏	75,380	62,883	38,144	▲ 37,237	813,206	15.6	20,839	16.3				
中国圏	20,504	20,977	23,666	3,163	298,597	5.7	7,600	6.0				
四国圏	9,241	9,739	14,973	5,733	135,348	2.6	4,014	3.1				
九州圏	25,796	30,891	45,440	19,644	450,205	8.7	13,224	10.4				
沖縄県	2,456	2,511	6,262	3,806	36,620	0.7	1,376	1.1				
全国計	487,220	395,585	275,816	▲ 211,404	5,202,915	100.0	127,692	100.0				
東京圏	241,534	136,581	31,380	▲ 210,154	1,650,198	31.7	34,990	27.4				
関西圏	70,284	56,237	31,515	▲ 38,768	719,002	13.8	18,425	14.4				
名古屋圏	41,311	39,703	13,871	▲ 27,440	527,654	10.1	11,378	8.9				
計	353,129	232,520	76,766	▲ 276,363	2,896,854	55.7	64,793	50.7				

東北圏：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
 北陸圏：富山県、石川県、福井県
 中部圏：長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国圏：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国圏：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州圏：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

注：GDPは平成19年度の数値。

資料：「税務統計」(国税庁)、「都道府県決算状況調」、「市町村別決算状況調」、「人口推計(平成20年10月1日現在)」

(いずれも総務省)、「平成19年度県民経済計算」(内閣府)、により国土交通省国土計画局作成

平成22年度取りまとめ政策レビュー取組状況

資料2-2-⑪

<p>テーマ名</p>	<p>⑪ LRT等の都市交通整備のまちづくりへの効果</p>
<p>評価の目的、必要性</p>	<p>LRT等の都市交通整備については、少子高齢化に対応した公共交通のバリアフリー化、利用しやすく高質な公共交通ネットワークの構築、自動車交通からの転換による交通円滑化や環境負荷への軽減などの都市内交通における課題の解決に向け、その重要性が一層増しているところである。 このため、LRT等の都市交通整備によるこれらの都市内交通における課題解決に対する効果を評価するとともに、あわせて、LRT等の都市交通整備と一体となって実施することで、より効果的となる施策についても評価を行い、このようなまちづくりと一体となったLRT等の整備によるまちづくりへの効果を明らかにする。</p>
<p>評価の視点</p>	<p>少子高齢化への対応、交通の円滑化、環境負荷の軽減等の、まちづくりへの効果について、以下の視点から評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LRT等の都市交通整備による効果 ・LRT等の都市交通整備と一体となって実施した施策による効果
<p>評価手法</p>	<p>LRT等を整備した箇所における、整備前後の以下の指標を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の増減 ・高齢者の移動の増減 ・通勤、買い物、通院などの、日常交通の増減 ・自動車からの利用転換者数の増減 ・新たに外出するようになった人の数 <p>等</p>
<p>検討状況</p>	<p>都市・地域整備局、道路局、鉄道局が連携・協力して評価書を取りまとめる予定。</p>
<p>政策への反映の方向</p>	<p>LRT等の整備だけでなく、まちづくりと一体となったLRT等の整備によるまちづくりの効果を明らかにすることで、より一層効果的、かつ重点的な施策の推進を実現する。 さらに、まちづくりの効果を明らかにすることで、LRT等の整備における関係主体間の合意形成等の課題にも対応できるものとし、各地でのLRT整備の推進を図る。</p>
<p>第三者の知見の活用</p>	<p>国土交通省政策評価会において意見、助言を聴取する。</p>
<p>備考</p>	

5. 富山市公共交通沿線居住推進事業 (H19年10月施行)

都市マスタープランで位置づけた公共交通沿線居住推進地区への居住を推進するため、まちなか居住推進事業と同等な助成を実施

(1) 公共交通沿線居住推進地区の設定

公共交通沿線居住推進地区内で住宅を建設・購入される方への支援^{※1}制度を創出

※1: ①鉄道駅勢圏(半径500m) + バス停圏(半径300m) でかつ、
②用途地域が定められている区域(工業地域・工業専用地域を除く)を対象とする。ただし、都心地区(約436ha)の区域は除く。

(2) 支援内容

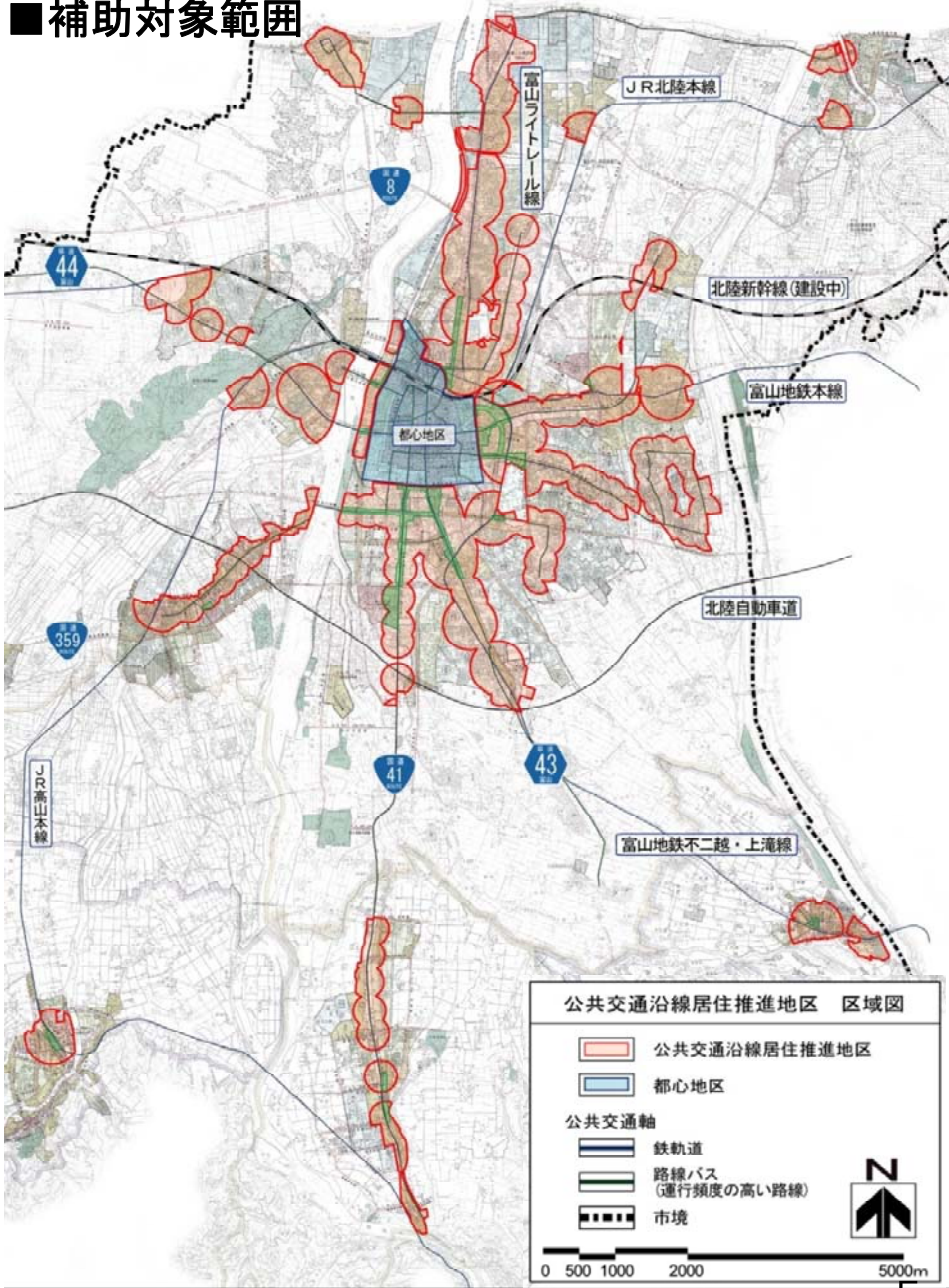
市民向けの支援

- ・戸建て住宅・共同住宅の建設・取得に対する補助: **30万円/戸**
- ・2世帯住宅の場合は上乗せ補助: **10万円/戸**
- ・区域外からの転入の場合は上乗せ補助: **10万円/戸**

事業者向けの支援

- ・共同住宅の建設費への補助: **70万円/戸**
- ・地域優良賃貸住宅供給事業の対象地域の拡大

■ 補助対象範囲



6. 中心市街地活性化

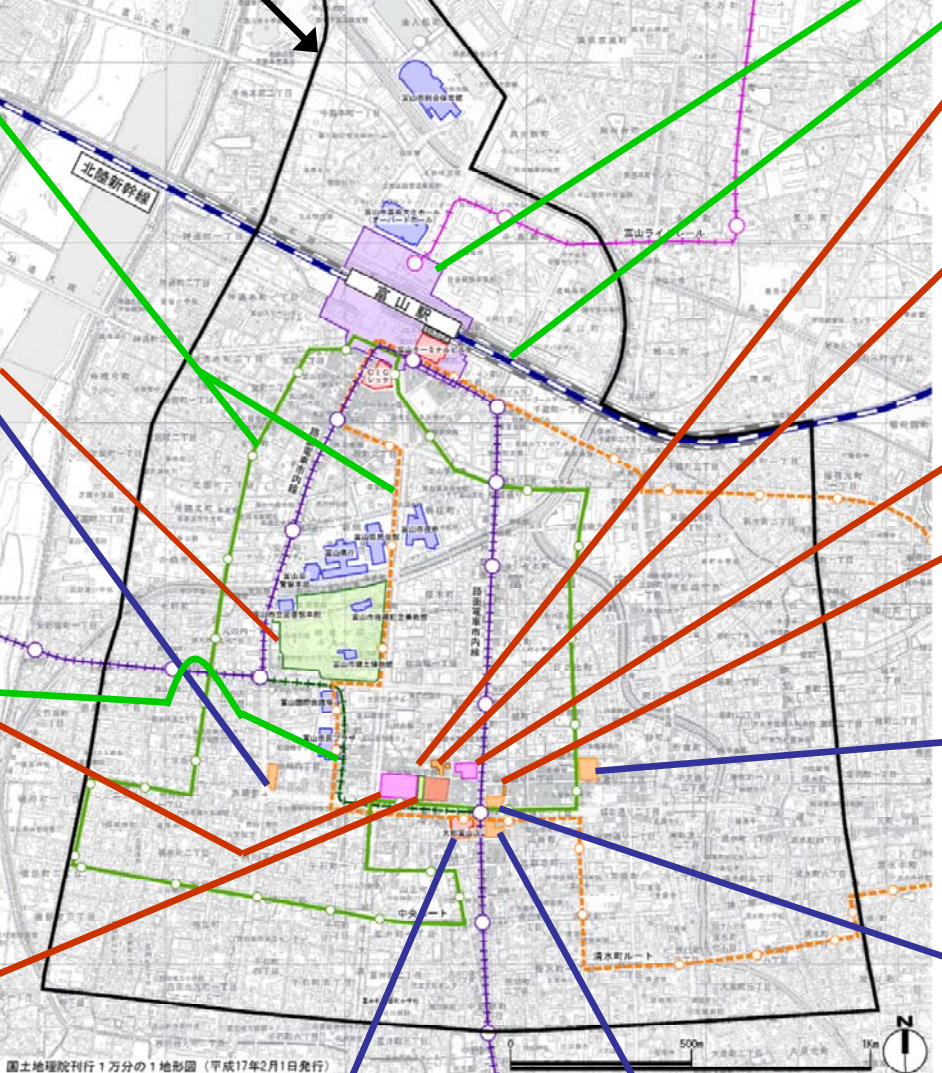
凡 例

- 主な公共公益施設
- 大規模商業施設 (店舗面積5,000㎡以上)

三本柱

- 公共交通の利便性の向上
- 賑わい拠点の創出
- まちなか居住の推進

区域436ha



● 街なか感謝デー開催事業

● 大規模小売店舗立地法の特例措置
● ICカード活用による商業等活性化事業
● アーバンアテンドメント事業

● 中心市街地活性化コミュニティバス運行事業

● 低未利用地活用推進調査事業

● 城址公園整備事業

● 総曲輪四丁目・旅籠町地区優良建築物等整備事業

● 介護予防施設整備事業

● 市内電車環状線化事業

● 総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業(大和富山店)

● (仮称)富山市高齢者の持家活用による住み替え支援事業

● おでかけバス事業

おでかけ定期券 19

有効期限 平成20年3月31日

利用時間 午前9:00～午後5:00(貸切車)

氏名 発行 富山県 発行所

● グランドプラザ整備運行事業

● まちなか居住推進事業

● 西町南地区第一種市街地再開発事業

● 西町東南地区第一種市街地再開発事業

● 富山駅周辺地区土地区画整理事業

● 富山駅付近連続立体交差事業

● 中心商店街魅力創出事業

● 「賑わい交流館」整備運行事業

● 「賑わい横丁」整備運行事業

● 総曲輪開発ビル再生支援事業

● 街なかサロン「樹の子」運行事業

● 中央通り地区イブロック第一種市街地再開発事業

● 堤町通り一丁目地区優良建築物整備事業

7. 免許証返納奨励制度

■高齢者運転免許自主返納支援事業

高齢者による自動車事故の減少と公共交通の利用促進を図るため、65歳以上の市民を対象に運転免許自主返納支援を実施

富山市では、平成18年4月1日以降に、運転免許を全部自主返納される65歳以上の方を対象に、車に代わる「おでかけバス」の1年間分の乗車券等や運転免許証に代わる身分証明書等の費用を支援している。※支援は一人一回限り

支援内容

1. 公共交通利用券等の配布

- ① 地鉄共通乗車券＋おでかけバス定期券
- ② 富山ライトレールICカード
- ③ JRオレンジカード

上記3つのうち、いずれか1つ(いずれも2万円相当)

2. 身分証明書等の発行に係る費用負担

- ① 写真付住民基本台帳カード
- ② 運転経歴証明書

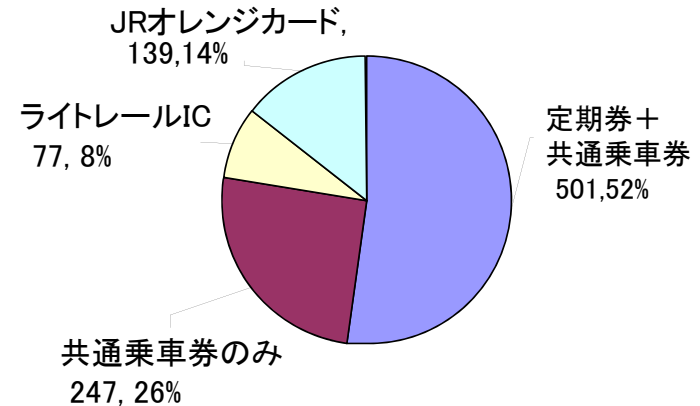
上記2つのうち、いずれか1つ

<実績>

H18.4.1～H20.4.30まで

- ・申請者数 964人
- ・平均年齢 76.8歳

■代替交通手段別 人数(割合)



H20.4.30現在の内訳

1. 富山ライトレール

【事業概要】

北陸新幹線整備と富山駅周辺における鉄道の高架化の機会を捉え、旧JR富山港線(全長8km)をLRT化

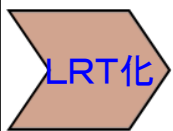


※赤文字は新駅



JR西日本 富山港線

富山ライトレール

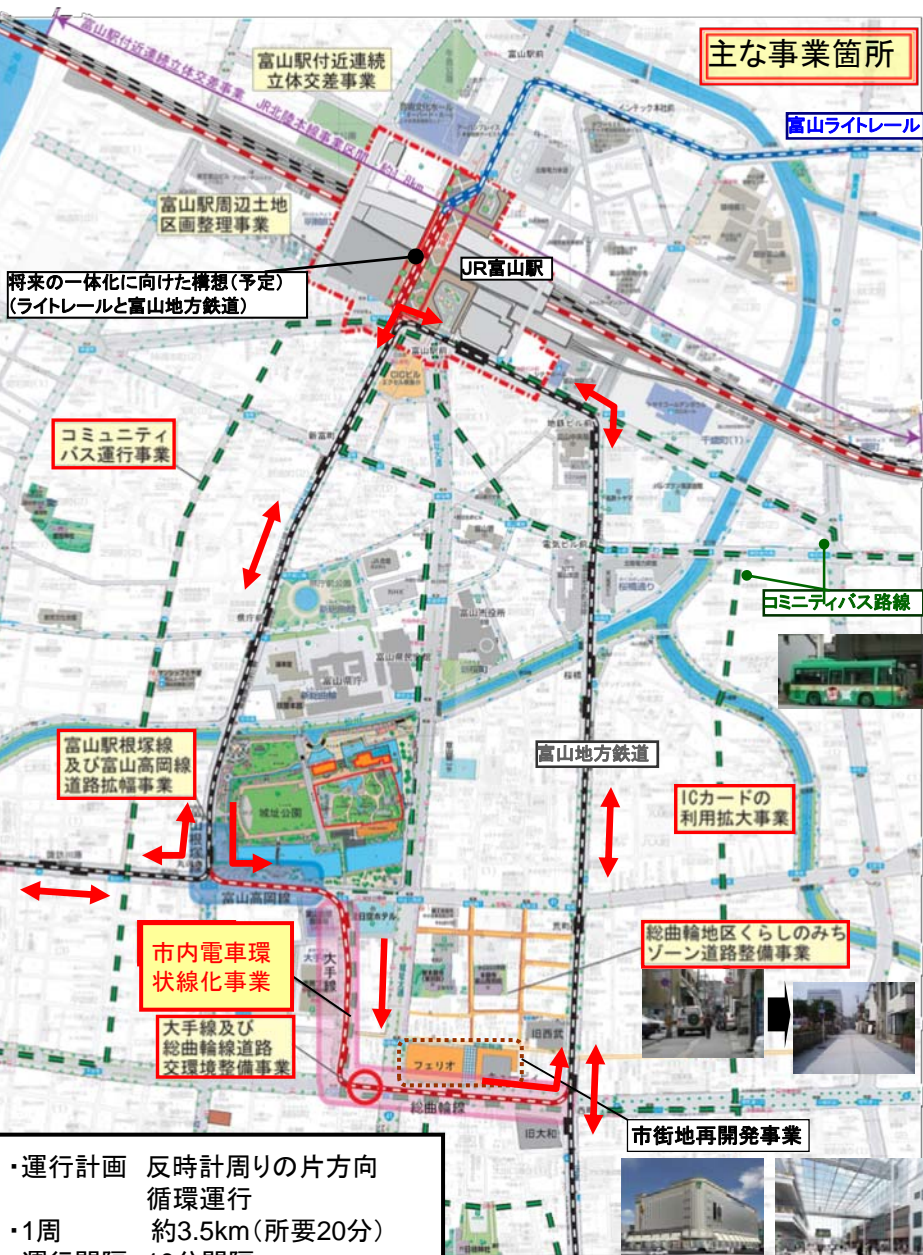


■運行サービスの向上

	JR西日本運行時	富山ライトレール
運行間隔	30~60分	15分(ラッシュ時は10分)
始発・終電	5時台・21時台	5時台・23時台
駅数	9駅(富山駅除く)	13電停
車両	鉄道車両	全低床車両

運賃は200円均一割に。

2. 市内電車環状線化事業



【事業概要】

- ・丸の内～西町間(0.9km)に路面電車の路線を新設
- ・低床式車両の導入
- ・新設路線において、走行路面、レール、電車線、架線柱、信号・保安施設等の整備を実施

【事業の経緯等】

- 平成17年3月 旧富山市「富山市総合的都市交通体系マスタープラン」に市内電車環状化構想が示される
- 平成19年11月 富山市総合交通戦略、富山市地域公共交通総合連携計画を策定
軌道運送高度化実施計画の申請
- 平成20年2月 特殊街路の都市計画決定
軌道運送高度化実施計画の認定(軌道法の特許取得に相当)
- 平成20年3月 市内電車環状線LRT整備計画を策定
- 平成20年4月 埋設物の移設開始
- 平成20年12月 工事施工認可の取得
都市計画事業認可の取得
- 平成21年4月 軌道路盤工事、レール敷設、電車線等工事
- 平成21年12月23日 開業

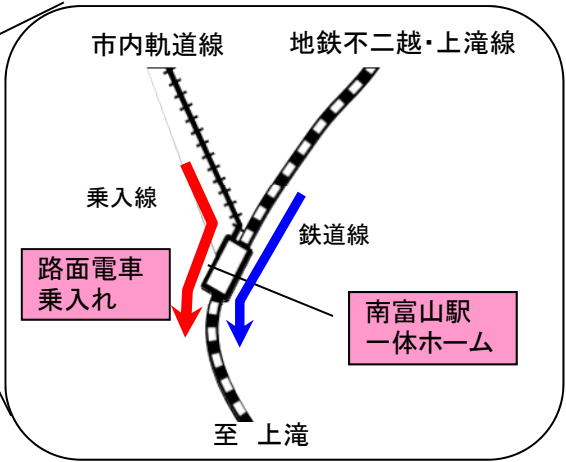
3. LRTネットワーク構想

富山ライトレールに続き、市内電車及び富山地方鉄道・上滝線のLRT化により、今後、富山市の骨格となる約26kmのLRTネットワークを形成



将来LRTネットワーク

・富山ライトレール	7.6km
・地鉄市内電車	6.4km
・環状線化	0.9km
・南北接続	0.3km
かみだき	
・上滝線乗入れ	10.1km
合計	25.3km



4. 富山ライトレール ～沿線のまちづくり

① 駅アクセスの改善

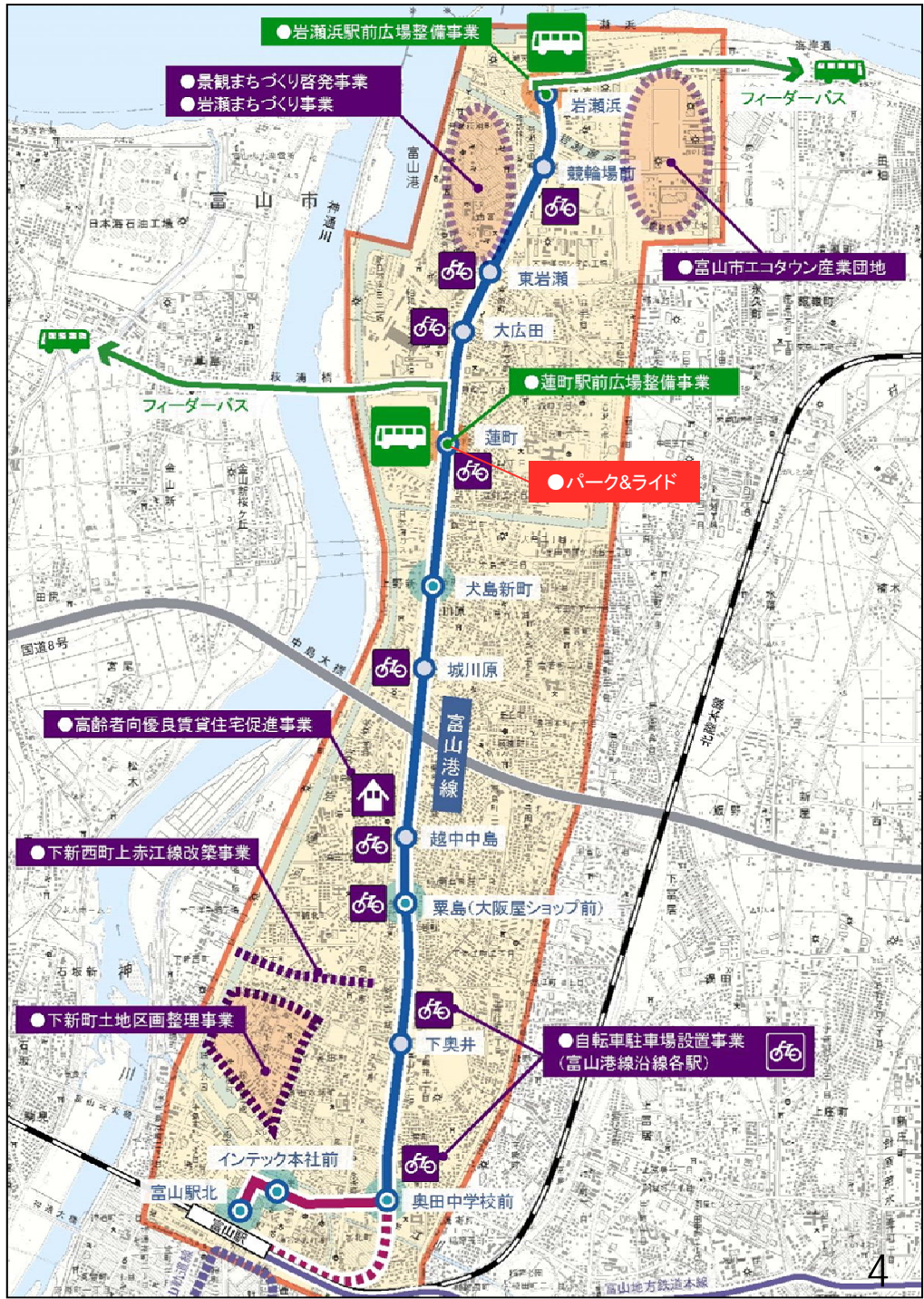
- ・駅前広場の整備
- ・フィーダーバスの導入
- ・自転車駐輪場の整備
- ・アクセス道路の整備
- ・パーク&ライドの整備

② 駅周辺の住宅促進

- ・高齢者優良賃貸住宅の促進
- ・土地区画整理事業の推進
- ・一般住宅建設の促進

③ 魅力あるまちづくり促進

- ・散策路の整備
- ・古い街並みの保存・活用
- ・休憩施設整備



平成22年度取りまとめ政策レビュー取組状況

資料2-2-⑫

テーマ名	⑫ 都市再生の推進
評価の目的、必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生関連施策については、将来的に我が国の都市の国際競争力が低下することが懸念され、公的支援のニーズが高まる中、その重要性が一層増しているところである。加えて、都市再生特別措置法については、附則第2条において施行後10年以内(平成24年5月31日まで)に必要な見直しを行うこととされており、平成23年度までには同法の改正を含めた適切な対応をとる必要がある。 ・また、国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)においても、大都市の国際競争力強化に向けた都市の再構築等を図るため、平成22年度中に「都市再生特別措置法の前倒し延長・拡充」を行うこととされている。 ・このため、これまでに実施してきた一連の都市再生関連施策について、平成22年度に評価をとりまとめる必要がある。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度の制度創設以来講じられてきた、税制・金融支援、規制緩和、公共事業など各種都市再生関連施策について、これまでの実績を元に経済効果等の分析を行う。 ・この結果を踏まえて、新たな支援ニーズへの対応など、今後の課題を明らかにする。
評価手法	<p>都市再生を図るために実施された各種取組(税制・金融支援、規制緩和、公共事業等)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績・効果等の分析 ・地方公共団体、民間事業者、NPO等の関係者からの意見聴取を行う。
検討状況	<p>国土交通省成長戦略会議のとりまとめに際しては、これまで、有識者からの意見を伺ってきたところ。今後、地方公共団体、民間事業者、NPOなど、より広範な関係者からの意見聴取等を行う予定。</p>
政策への反映の方向	<p>評価結果を踏まえつつ、国土交通省成長戦略の内容の実現をはじめとした各種制度改正を行う等により、更なる都市再生の推進に取り組む。</p>
第三者の知見の活用	<p>国土交通省政策評価会において意見、助言を聴取する。また、これまで関係者への意見聴取を実施しているところ。</p>
備考	<p>国土交通省成長戦略において、「都市再生特別措置法の前倒し延長・拡充」等が盛り込まれているところ。 (参考)民間都市再生事業等の国土交通大臣認定の申請期限:平成24年3月31日 都市再生税制等の適用期限:平成23年3月31日</p>

都市再生関連施策の概要

都市再生本部

都市再生基本方針

民間の活力を中心とした都市再生

都市再生緊急整備地域(地域整備方針)
(65地域 6,612ha)

都市計画等の特例

- ・都市再生特別地区
(既存の用途地域等に基づく規制を適用除外)(49地区)
- ・都市計画提案制度
- ・都市再生事業に係る認可等の特例
(都市計画決定からすみやかに事業のための事業認可を決定)

大臣認定

民間都市再生事業計画(35計画)

民都機構による支援

- ・無利子貸付
- ・出資・社債等取得
- ・債務保証

税制特例

- ・割増償却
- ・固定資産税・都市計画税の軽減
- ・不動産取得税の軽減 等

歩行者ネットワーク協定

(都市再生歩行者経路協定)

公共施設整備と民間活力の連携による全国都市再生

都市再生整備計画

まちづくりを財政的に支援

交付金
(677市町村、1,083地区)

大臣認定

民間都市再生整備事業計画
(23計画)

民都機構による支援

- ・出資等

税制特例

- ・割増償却
- ・不動産取得税の軽減 等

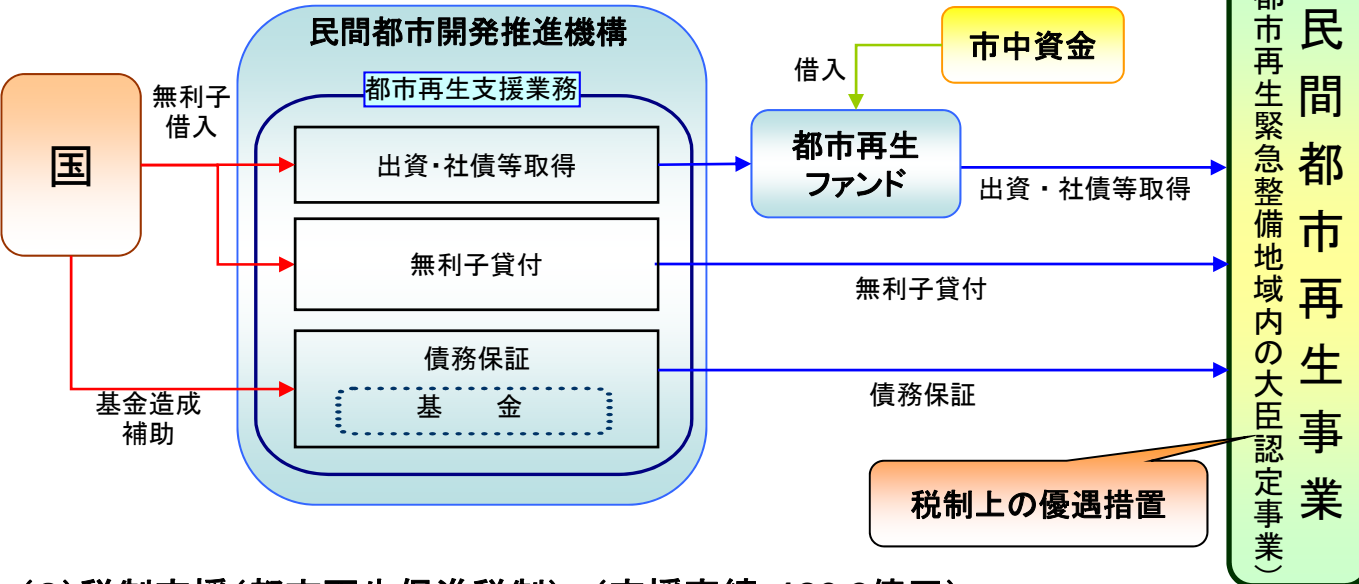
まちづくり会社等への無利子貸付

歩行者ネットワーク協定
(都市再生整備歩行者経路協定)

認定民間都市再生事業に係る支援措置

都市再生緊急整備地域内で、国土交通大臣認定を受けた民間都市再生事業に対して、出資・社債取得等の金融支援及び税制支援を行う（平成22年4月1日現在、35件を認定済み）。

(1) 金融支援（支援実績：964.1億円）



●金融支援の事例



南青山1丁目団地
建替プロジェクト
(出資・社債等取得業務)



三宮駅前第1地区
都市再生事業
(無利子貸付業務)



高松丸亀町商店街民間都市再生事業
(出資・社債等取得業務)

●税制支援の事例



UDXビル
(秋葉原3-1街区)



東京ミッドタウン
プロジェクト
(六本木)

(2) 税制支援(都市再生促進税制)（支援実績：186.2億円）

①認定事業者に係る特例措置

- 所得税・法人税 : 5年間5割増償却
- 登録免許税 : 建物の保存登記について本則4/1000を3/1000に軽減
- 不動産取得税 : 土地・建物について課税標準を5分の1控除
- 固定資産税・都市計画税 : 公共施設等（駐車場等を除く）について課税標準を5年間2分の1に軽減

②認定事業に協力する従前地権者に係る特例措置

- 所得税・法人税・個人住民税 : 課税繰延・軽減税率

適用実績
(減税額:
百万円)
※H21年度
まで

	①認定事業者					②従前地権者
	所得税 法人税	登録免許 税(建物)	不動産取得 税(土地)	不動産取得 税(建物)	固定資 産税	都市計 画税
	15046.1	328.9	71.4	2466.8	595.6	115.8
	0					

都市再生緊急整備地域内の都市計画の特例

都市再生緊急整備地域においては、都市再生事業に係る都市計画の提案制度、都市再生事業に係る認可等の特例が受けられるほか、都市再生特別地区が定められている場合においては、当該地区内では容積率制限の緩和等の措置が講じられる。

都市再生特別地区における特例

都市再生特別地区では、容積率制限、用途規制の緩和等の特例措置が講じられる。

建築制限の種類	都市再生特別地区における取扱い
容積率制限 (建築基準法 § 52)	都市再生特別地区の都市計画で定める数値を適用
用途規制 (建築基準法 § 48)	都市再生特別地区の都市計画で定める誘導すべき用途については適用除外
特別用途地区内の用途規制 (建築基準法 § 49) 等	

全国 49 地区 (平成22年3月末現在)

札幌市(2)、仙台市(2)、東京区部(20)、横浜市(1)、
浜松市(2)、名古屋市(2)、岐阜市(1)、大阪市(12)、
高槻市(1)、神戸市(1)、高松市(2)、広島市(2)、
北九州市(1)

都市計画の提案制度

都市計画決定権者は、提案が行われた日から6ヶ月以内に、提案を踏まえた都市計画の決定等に関する処理を行わなければならない。

提案数 40 地区 (全国 19 地域)

<提案の内容> (平成20年3月31日時点)	
・都市再生特別地区	22件
・地区計画(再開発等促進区)	8件
・都市計画道路	6件
・市街地再開発事業	4件
・都市計画広場	2件
・高度利用地区	1件
・土地区画整理事業	1件
(計44件すべて都市計画決定済み。)	

※ 1 地区につき複数件提案している場合もある。

認可等の特例

都市再生事業を施行するために必要な市街地再開発事業の認可等について、認可等権者(地方公共団体等)は、速やかに(3ヶ月以内)、行わなければならない。

○都市再生特別措置法第46条第1項の都市再生整備計画に基づく事業等(提案事業も含む)
 ○平成22年度創設の**社会資本整備総合交付金の基幹事業**として位置づけ。
 (既に国土交通大臣に提出された都市再生整備計画については、当該交付期間内は「**特定計画**」として、新たに社会資本総合整備計画を作成し提出することなく新交付金の交付が可能。)

採択地区数	
平成16年度	: 355地区
平成17年度	: 385地区
平成18年度	: 362地区
平成19年度	: 253地区
平成20年度	: 163地区
平成21年度	: 187地区

社会資本総合整備計画(市街地整備分野)の作成

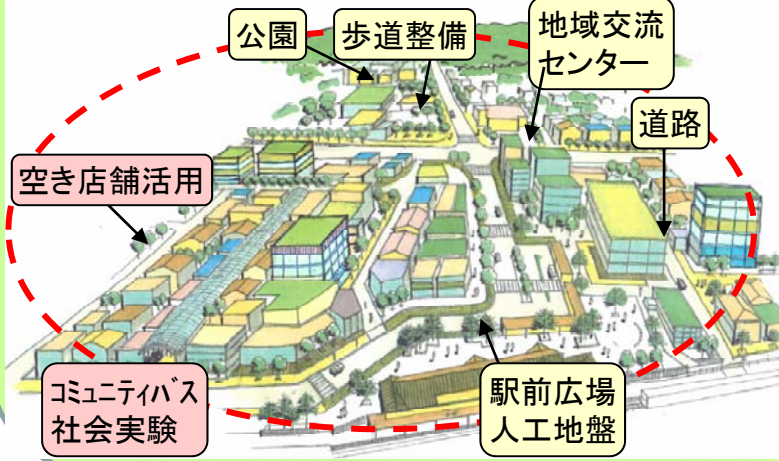
他の基幹事業を適宜組み合わせ、また必要に応じて一体的に実施する関連事業を組み合わせることにより、効果的なまちづくりを実施。

基幹事業

○都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)

基礎額となる国費は従来のまちづくり交付金の国費率計算と同様。(概ね4割)

市町村は**都市再生整備計画**作成、提出
 (事前評価+公表)



道路、公園、河川、下水道、地域交流センター、高質空間形成施設、既存建造物活用事業等

(提案事業)
 コミュニティバスの社会実験等のソフト事業等

都市公園等事業、市街地整備事業、都市水環境整備事業 等

関連事業

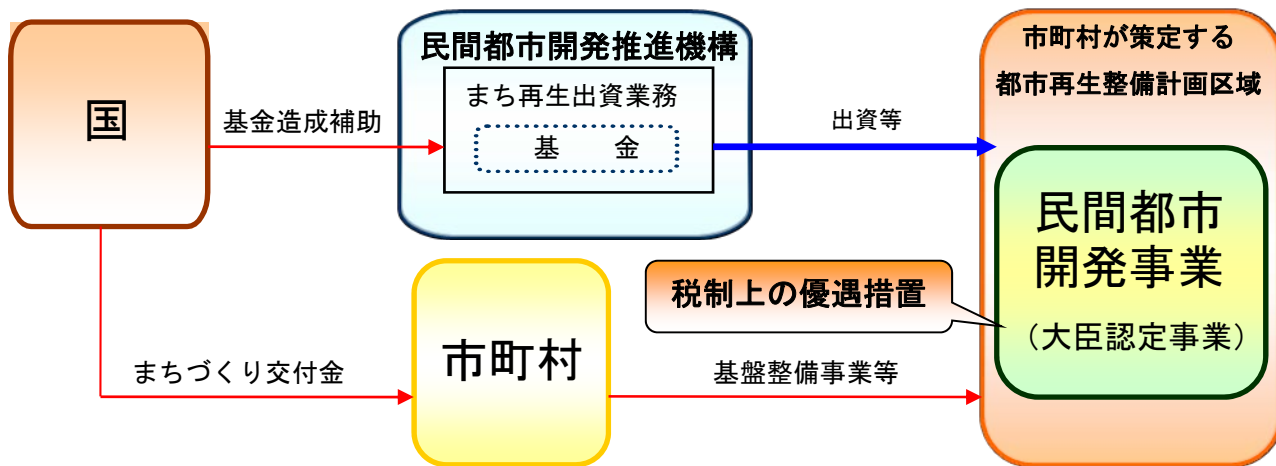
関連社会資本整備事業

効果促進事業

認定民間都市再生整備事業に係る支援措置

都市再生整備計画の区域内において、市町村の作成した都市再生整備計画に記載された事業と連携して施行される国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対して、金融支援や税制支援を行う（平成22年4月1日現在、23件を認定済み）。

(1) 金融支援（支援実績：160.4億円）



●各種支援の事例

豊田市駅前通南地区第一種市街地再開発事業

仙台共同ビル

(2) 税制支援（まち再生促進税制）（支援実績：2.7億円）

①認定整備事業者に係る特例措置

- 所得税・法人税 : 5年間5割増償却
- 登録免許税 : 土地の移転登記について本則10/1,000を8/1,000に軽減
建物の保存登記について本則4/1,000を3/1,000に軽減
- 不動産取得税 : 土地・建物について課税標準を5分の1控除（まち再生出資を受けたものに限る）

②認定整備事業に協力する従前地権者に係る特例措置

- 所得税・法人税・個人住民税 : 課税繰延・軽減税率
- 登録免許税 : 土地の移転登記について軽減
- 不動産取得税 : 土地・建物について課税標準を5分の1控除（まち再生出資を受けたものに限る）

①認定整備事業者

②従前地権者

適用実績
(減税額:百万円)
※H21年度まで

所得税 法人税	登録免許 税(土地)	登録免許 税(建物)	①認定整備事業者		②従前地権者			
			不動産取得 税(土地)	不動産取得 税(建物)	所得税、法人税 個人住民税	登録免 許税	不動産取得 税(土地)	不動産取得 税(建物)
101.6	0.8	25.4	0	144.7	0	0	0.1	0.6

国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月 17 日）

住宅・都市分野（抄）

I 大都市イノベーション創出戦略 ～国際都市間競争に打ち勝ち、世界のイノベーションセンターへ

世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化

3) 課題に対応した政策案

早期の実現を目指すもの（平成 23 年度概算要求を含む。）

①大都市の国際競争力強化に向けて、国家戦略プロジェクトによる都市の再構築とそれを実現するための官民連携によるワンストップ型の体制を確立するため、都市再生特別措置法の前倒し延長・拡充や大都市圏戦略の策定を行う。

i) 都市再生特別措置法の前倒し延長・拡充（平成 22 年度中）の方向性は、

- ・官民協議会による事業の実施・運営体制の構築とこれを通じたワンストップサービスの実施による事業進捗の円滑化
- ・容積率等の都市計画制限をはじめとした各種規制緩和と各種税制減免（特区内の外国企業に対する税制優遇など）を行う国際競争拠点特区（仮称）の設定
- ・民間事業者が行う多数の地権者との調整や再開発のための土地集約整形を支援
- ・国際競争拠点の構築・維持管理を行う事業者や NPO 等に対する税制支援（減価償却の特例や不動産取得税の軽減など）、公的金融支援を含めた民間資金の導入促進措置 等

[クリアすべき課題]

- ・都市再生特別措置法は、来年度に税制特例が、再来年度には民間都市再生事業計画に係る大臣認定制度が期限切れを迎える。都市再生特別措置法関連諸制度の延長・拡充や個別プロジェクトの選定・推進については、政治主導により、関係自治体との調整を進め、地域活性化統合本部会合などを活用し、政府全体での早急な検討・調整が必要である。

平成22年度 政策評価のスケジュール(案)

参考資料1

平成22年6月1日現在

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
政策評価基本計画の変更 (5年毎に更新)				●大臣決定 (変更)								
事後評価実施計画の策定・変更				●大臣決定 (23年度計画の策定及び 22年度計画の追加・修正)			☆政策評価会③			●大臣決定 (23年度計画の追加・修正)		

1 政策チェックアップ	☆政策評価会② ●大臣決定													
2 政策アセスメント				●大臣決定 (概算要求時)			☆政策評価会③			●大臣決定 (追加・修正)				
3 政策レビュー (テーマ設定)	○検討会 ☆政策評価会①													
(22年度とりまとめ評価書)	○検討会									☆政策評価会③			●大臣決定	
規制の事前評価 (RIA)	・随時実施し、公表 <平成19年10月より義務化:平成22年3月現在で法律21件、政令4件の規制(67件)について実施>													

政策達成目標明示制度 (国家戦略室)	・国家戦略室からの指針が示されていない状態											
租税特別措置に係る 事前・事後評価	・今年度より開始			●大臣決定								

個別公共事業評価				●大臣決定 (概算要求時)			●大臣決定			●大臣決定				
個別研究開発課題評価				●大臣決定 (概算要求時)									●大臣決定	

社会資本整備重点計画	〔・(時期未定)社整審・交政審計画部会 重点計画フォローアップ〕											
------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

総務省												
・総合性・統一性政策評価	・随時実施し、評価書通知、勧告及び公表											
・評価書の審査・認定							・個別審査			・公表		

(注) 例年のスケジュールを参考に作成。

国土交通省政策評価基本計画（抜粋）

（最終変更：平成 22 年 3 月 31 日）

VIII 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 国土交通省政策評価会

国土交通省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、学識経験者等の第三者からなる「国土交通省政策評価会」（以下「政策評価会」という。）を開催し、その知見を活用する。

特に基本計画又は実施計画の策定等、政策評価についての基本的かつ重要な決定又は変更等を行おうとする場合には、政策評価会の意見等を聴取した上でこれを行う。

租税特別措置に係る政策評価

租特整理合理化法案
(昨年の通常国会に民主党が提出、審議未了廃案)

租税特別措置を手段とする政策についての事前及び事後の評価
(租税特別措置の正当性の検証) を義務付け



平成 22 年度税制改正大綱

租税特別措置について政策評価を厳格に行うことを明記

これらを踏まえ、

- 事前評価 (平成 22 年 5 月、政策評価法施行令を改正)
 - ・平成 22 年度に行う平成 23 年度税制改正作業から実施
 - ・法人税、法人事業税及び法人住民税に係る租税特別措置等の新設、拡充又は延長に際し実施
 - ・目標設定を行うとともに、必要性、効率性・有効性等を各府省において評価

- 事後評価 (平成 22 年 5 月、政策評価基本方針 (閣議決定) を改正)
 - ・法人税、法人事業税及び法人住民税に係る既存の租税特別措置等について、一定期間毎に、実績等を各府省において評価
 - ・延長、拡充を行う場合は、延長等に係る事前評価で代替

の義務付けが行われた。

国土交通省における既存の評価対象租税特別措置等：約 40

平成 22 年度は、このうち 22 年度で期限到来の 約 20 件 の延長 (又は拡充) と 新設等の要求について、評価を実施予定。

政策評価に関する基本方針新旧対照表（下線の部分は変更箇所）

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">政策評価に関する基本方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>I 政策評価に関する基本計画の指針</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事前評価の実施に関する基本的な事項</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)を踏まえて行うものとする。</p> <p>カ (略)</p> <p><u>キ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策の事前評価については、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、その実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>5 事後評価の実施に関する基本的な事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 各行政機関の長は、基本計画における事後評価の対象政策として、その任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めることとされているところ、平成22年度税制改正大綱において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策で各行政機関の所掌に係るものについては、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。</u></p> <p><u>この場合、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努</u></p>	<p style="text-align: center;">政策評価に関する基本方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>I 政策評価に関する基本計画の指針</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事前評価の実施に関する基本的な事項</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)を踏まえて行うものとする。</p> <p>カ (略)</p> <p>5 事後評価の実施に関する基本的な事項</p> <p>ア～オ (略)</p>

めるものとする。

6 (略)

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進するとともに、予算、税制、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。

また、政策評価と予算・決算、税制との連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。

総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

8～9 (略)

II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項
(略)

III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「政策評価の実施に関するガイドライン」、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」を策定する。

2～3 (略)

6 (略)

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。

また、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。

総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

8～9 (略)

II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項
(略)

III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「政策評価の実施に関するガイドライン」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を策定する。

2～3 (略)

○行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第九条の政令で定める政策）</p> <p>第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。</p> <p>ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二条第一項第二号に掲げる機関にあつては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあつては総務大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>イ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>ロ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百五十七号第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの（法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税（都民税を含む。）に係るものに限る。）</p> <p>ハ 前号に掲げるもののほか、国税又は地方税について、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置（法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）が講ぜられることを目的とする政策</p>	<p>（法第九条の政令で定める政策）</p> <p>第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。</p> <p>ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二条第一項第二号に掲げる機関にあつては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあつては総務大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。</p> <p>一～六（略）</p>

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン

〔平成 22 年 5 月 28 日〕
政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）の枠組みの下、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、租税特別措置等に係る政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

I 評価に当たって

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定。以下「22 年度大綱」という。）において、租税特別措置等は、「その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置等は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。」との考え方が示されている。租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しを図る上で、政策評価の果たす役割は大きいものと考えられる。

22 年度大綱においては、租税特別措置等の抜本的な見直しに関し、政策評価を厳格に行うこととされたほか、見直しの指針として、政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税込減を是認するような有効性が客観的に確認されているかが明記されたところである。

租税特別措置等に係る政策評価は、22 年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応するよう実施するものである。評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要である。

II 評価の方法

1 評価の対象

事前評価の対象となるのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

(平成 13 年政令第 323 号) 第 3 条第 7 号及び第 8 号並びに政策評価に関する基本方針(平成 17 年 12 月 16 日閣議決定) I 4 キに規定する政策である。行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第 3 条第 7 号ロ及び第 8 号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価の対象となるのは、政策評価に関する基本方針 I 5 カに規定する政策である。そのうち、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第 3 条第 7 号イ及びロと同様である。

2 評価の単位

事前評価の対象となる租税特別措置等に係る政策については、各行政機関における税制改正要望に当たって、事前評価が実施されることになる。事前評価の結果が、各行政機関における税制改正要望や、その後の税制改正作業に適切に対応するものとなるよう、事前評価の対象とする政策の単位は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位に対応させる。

事後評価については、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

3 評価の実施主体

(1) 事前評価

事前評価は、租税特別措置等の新設、拡充又は延長を要望しようとする行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

(2) 事後評価

事後評価は、評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が関係する場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

4 評価の内容

租税特別措置等に係る政策の事前評価及び事後評価は、以下の内容により行う。事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

(1) 事前評価

ア 分析対象期間

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合、分析対象期間としては、要望に係る租税特別措置等の適用期間、効果や減収額等の推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合、将来にわたる予測部分についての分析対象期間としては、上記新設の場合による。また、過去の実績部分についての分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

イ 租税特別措置等の必要性等

(i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。この政策目的とは、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」に記載されている「背景にある政策」に係る目的と基本的に同様である（（2）イ（i）において同じ。）。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事前評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか（確認されるか）を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されるか（されたか）をできる限り定量的に把握する。効果の将来予測を行う場合は、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても説明する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合は、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の

者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による様々な波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

(2) 事後評価

ア 分析対象期間

事後評価の分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

イ 租税特別措置等の必要性等

(i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事後評価においては、租税特別措置等の適用

数や適用額、減収額及び効果を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。その際、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

事後評価において、効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

オ 評価結果の反映の方向性

事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを説明する。

5 評価の実施時期等

(1) 事前評価

事前評価は、各行政機関における租税特別措置等の要望に際して、評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう適切なタイミングで実施することが原則である。ただし、要望の段階で、要望の内容を具体化することが困難な場合には、要望後の適切なタイミングで評価の結果を公表する。各行政機関においては、要望の着想から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めるべきである。

(2) 事後評価

事後評価は、その結果が、各行政機関における租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで実施する。

また、租税特別措置等については、定期的にその効果等の検証が行われることが重要であり、事後評価を継続的に実施していく必要がある。事後評価のサイクルとしては、政策評価に関する基本計画の期間を踏まえ、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。各行政機関においては、事後評価を実施しない年度においても、不断の検証を行うよう努める。

その際、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から順に事後評価に取り組むなど、評価の必要性の高いものから計画的に評価に取り組む。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

6 総務省による客観性担保評価活動

総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する。

7 その他

(1) 有識者の見解

租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会での検討結果や有識者の見解がある場合、これらを評価書に記載する。

(2) 適用実態に関する情報の提供等

各行政機関、財務省及び総務省は、政策評価に必要な租税特別措置等の適用実態に関する情報の提供・利用については、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の枠組みの下、適切に対応する。

(3) 分析内容の充実

今後新たに組み込んでいくことになる租税特別措置等に係る政策評価については、一層の質の向上を図っていくことが重要である。このため、総務省行政評価局において、財務省や総務省、各行政機関の協力を得て、必要な取組を推進する。また、各行政機関においても、自らの評価の質の充実を図っていくことが重要である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	
2	要望の内容	
3	担当部局	
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
		《政策目的の根拠》
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け
③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》	
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》	
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》	
8	有効性 等	① 適用数等

		②: 減収額	
		③: 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		

<記載要領>

I 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

- 1 租税特別措置等について、新設、拡充又は延長の要望を行う際の事前評価を行う場合は、本様式により事前評価書を作成する。
- 2 「政策評価の対象とした租税特別措置等の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 3 「要望の内容」には、要望を行う租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（対象設備等の所得価額の〇%の特別償却又は〇%の税額控除など）を明らかにするとともに、新設、拡充、延長の別を明らかにする。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する。
- 5 「評価実施時期」には、政策評価を実施した時期をできる限り具体的に記載する。
- 6 「租税特別措置等の創設年度及び改正経緯」には、拡充又は延長を要望する場合に、要望に係る当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯を記載する。なお、改正経緯は、改正年度とともに改正内容についても簡潔に記載する。
- 7 「適用又は延長期間」には、要望に係る租税特別措置等の適用期間又は延長期間を記載する。
- 8 「政策目的及びその根拠」では、各項目について以下に従い記載する。
 - ① 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
また、政策目的に係る達成目標についても具体的に記載する。
 - ② 「政策目的の根拠」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令、閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 9 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。
当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 10 「達成目標及び測定指標」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ① 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、要望に係る租税特別措置等によって達成しようとする達成目標について具体的に記載する。
 - ② 「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」には、上記10①の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した租税特別措置等による達成目標の実現状況を測る測定指標を具体的に記載する。測定指標は可能な限り定量的に把握可能なものとする。

③ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、上記10①の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

その際、当該政策目的と租税特別措置等による達成目標との間に、当該政策目的に係る達成目標を別途設定している場合は、必要に応じ、当該政策目的に係る達成目標について記述することも可能とする。

11 「適用数等」には、当該租税特別措置等の適用を受けた者の数若しくは件数（過去の実績）、又はその適用を受ける者の数若しくは件数（将来の推計）を年度ごとに記載する。

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）に則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に明らかにする。

12 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額を年度ごとに記載する。

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、情報公表ガイドラインに則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

13 「効果ないし達成目標の実現状況」では、各項目について、以下に従い記載するとともに分析の対象とした期間をそれぞれ記載する。

① 「政策目的の実現状況」には、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されるかについて、可能な限り定量的に記載する。

拡充又は延長を要望しようとする場合は、これに加え、過去の実績を踏まえてどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。

② 「租税特別措置等による達成目標の実現状況」には、上記10①に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に係る達成目標の現状について、上記10②に記載した測定指標によって可能な限り定量的に把握した上で、租税特別措置等による直接的な効果を記載する。

拡充又は延長の要望を行う場合に、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた租税特別措置等の達成目標）を変更する場合には、当該所期の目標の達成状況を明らかにした上で、新たな達成目標へ変更する理由を具体的に記載する。

③ 「租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響」には、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況について具体的に記載する。

④ 「税収減を是認するような効果の有無」には、上記 11、12、13①～③における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考えられる理由を記載する。

その際、上記 13②に記載した租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況の把握に努めた上で、これらの状況についても記載するよう努める。

また、拡充又は延長の要望を行う場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合に、その要因を具体的に記載する。

14 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等をとることが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

15 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

16 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む）を要望する場合に、当該租税特別措置等が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

17 「有識者の見解」には、租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	
2	要望の内容	
3	担当部局	
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	
6	適用期間	
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
		《政策目的の根拠》
② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け		
	③ 達成目標 及び測定 指標	
	《租税特別措置等により達成しようとする目標》	
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》	
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》	
8	有効性 等	① 適用数等

		②: 減収額	
		③: 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		

<記載要領>

Ⅱ 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

- 1 租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。
- 2 「政策評価の対象とした租税特別措置等の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 3 「要望の内容」には、要望を行う租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）特例の内容（対象設備等の所得価額の〇％の特別償却又は〇％の税額控除など）を明らかにする。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する。
- 5 「評価実施時期」には、政策評価を実施した時期をできる限り具体的に記載する。
- 6 「租税特別措置等の創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯を記載する。なお、改正経緯は、改正年度とともに改正内容についても簡潔に記載する。
- 7 「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。
- 8 「政策目的及びその根拠」では、各項目について以下に従い記載する。
 - ① 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
また、政策目的に係る達成目標についても具体的に記載する。
 - ② 「政策目的の根拠」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令、閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 9 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。
当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 10 「達成目標及び測定指標」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ① 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする達成目標について具体的に記載する。
 - ② 「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」には、上記10①の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した租税特別措置等による達成目標の実現状況を測る測定指標を具体的に記載する。測定指標は可能な限り定量的に把握可能なものとする。
 - ③ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、上記10①

の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

その際、当該政策目的と租税特別措置等による達成目標との間に、当該政策目的に係る達成目標を別途設定している場合は、必要に応じ、当該政策目的に係る達成目標について記述することも可能とする。

- 11 「適用数等」には、当該租税特別措置等の適用を受けた者の数若しくは件数（過去の実績）を年度ごとに記載する。

過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、情報公表ガイドラインに則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に明らかにする。

- 12 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を年度ごとに記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、情報公表ガイドラインに則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

- 13 「効果ないし達成目標の実現状況」では、各項目について、以下に従い記載するとともに分析の対象とした期間をそれぞれ記載する。

① 「政策目的の実現状況」には、上記 8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。

② 「租税特別措置等による達成目標の実現状況」には、上記 10①に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に係る達成目標の現状について、上記 10②に記載した測定指標によって可能な限り定量的に把握した上で、租税特別措置等による直接的な効果を記載する。

所期の目標（直近の新設又は延長の要望を行った際に想定していた租税特別措置等の達成目標）を変更する場合には、当該所期の目標の達成状況を明らかにした上で、新たな達成目標へ変更する理由を具体的に記載する。

③ 「収収減を是認するような効果の有無」には、上記 11、12、13①②における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による収収減を是認するに足る効果が認められると考えられる理由を記載する。

その際、上記 13②に記載した租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況の把握に努めた上で、これらの状況についても記載するよう努める。

また、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合に、その要因を具体的に記載する。

- 14 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等をとることが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

- 15 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。
- 16 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む）を要望する場合に、当該租税特別措置等が各地域に展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。
- 17 「有識者の見解」には、租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。
- 18 「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。

政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン

〔平成22年5月28日〕
政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえて、評価書の作成等について標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関における取組の進展等を踏まえ、所要の見直しを行う。

1 評価書・要旨の作成等

国民による様々な評価や判断に資するよう政策に関する情報を提供することは政策評価の主たる目的の一つであり、必要に応じ、評価の対象とした政策に関する情報を分かりやすく伝える一方で、その詳細な情報についても国民に提供するため、評価書とその要旨の役割分担を明確にするものとする。

また、政策評価を行う過程において使用した資料については、外部からの検証を可能とするため、適切に保存するものとする。

(1) 評価書・要旨の役割分担

評価書については、法定記載事項を明確に記載し、評価結果やそれに至るプロセスを行政の外部から検証できるようにすることに留意するものとする。

要旨については、評価として備えるべき要素を盛り込みつつ、国民にとって当該評価書の主な内容が端的に分かるよう簡潔に作成するものとする。

各行政機関は、評価書及び要旨の役割の違いに留意しつつ、(2)に掲げる事項を踏まえ、所管する政策の特性に応じた評価書の様式を規定するものとする。

(2) 評価書の作成等に当たっての留意事項

ア 法定記載事項ごとに記載する標準的な内容は、主として以下のとおりである。

① 政策評価の対象とした政策

評価対象政策の目的、目標、手段、根拠法令、政策体系上の位置付け、背景等を記載する。個々の公共事業の評価については、概要図又はその所在情報も記載する。

② 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

部局又は機関については、おおむね課レベルまで記載するとともに、時期についてはできる限り具体的に記載する。

③ 政策評価の観点

必要性、効率性、有効性等の観点について、具体的に当該政策についてどのように当てはめたのかを記載する。

- ④ 政策効果の把握の手法及びその結果
政策効果の把握の際に使用した仮定や前提条件等も含めて記載する。
- ⑤ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
学識経験者の知見の活用の時期及び方法並びに意見の反映内容の概要を記載する。
- ⑥ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、若しくはその所在に関する情報について記載する。その際、外部からの検証可能性が確保されることが必要であることに留意する。
- i 記載に当たっての留意事項は、以下のとおりである。
- (i) データ
- ・ データの名称、作成者及び作成時期を評価書に記載する。また、データには、基準時点又は対象期間を付記する。
 - ・ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 3 項に定める公的統計については、使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。ただし、意識調査等については、調査方法、質問用紙及び使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。
 - ・ 公的統計その他のデータを加工して効果等を予測・検証したものについては、計算方法及び計算結果とともに、使用したデータの所在情報を評価書に記載する。
 - ・ 定性的なデータ（ケーススタディ、インタビュー等における個別事例）については、データの代表性や客観性に留意して、調査方法を評価書に記載する。
- (ii) 文献等
- ・ 文献等の名称、作成者及び作成時期を評価書に記載する。
- ii 個々の公共事業の評価については、以下にも留意する。
- ・ 便益の算定に関して需要等の予測を行う場合、予測モデル、当該予測に用いたデータ及び予測結果の所在情報を評価書に記載する。
 - ・ 費用便益分析については、使用した公的統計その他のデータの所在情報を評価書に記載する。
 - ・ 費用便益分析マニュアル等については、公表する。
- ⑦ 政策評価の結果
政策効果の把握の結果を基礎として、学識経験者の意見等も踏まえ、必要性、効率性、有効性等の観点に照らして、総合的に導き出された判定、評価の結論的なコメント及び評価結果の政策への反映の方向性を記載する。
- イ 政策のコスト・効果については評価書に記載するなどして明示するよう努める。
- ウ 国民にとって分かりやすいものとなるよう、専門的な用語には解説や注釈を付し、また、図表やグラフを積極的に活用する。
- エ 外部からの検証可能性を確保するため、政策評価の基礎となるデータなど評価

に関する情報について、データの解析容易性（CSV形式によるデータの提供）、印刷容易性（印刷範囲を設定した表計算ソフトで利用可能なスプレッドシート形式によるデータの提供）などに配慮した形で公表するよう努める。

また、各行政機関は、学識経験者等が実施する政策評価の研究を契機とした政策評価の高度化に資する観点から、行政機関が収集した統計調査の調査票情報を学術研究等に活用する統計法に基づく委託による統計の作成等（オーダーメイド集計。同法第34条）及び匿名データの作成・提供（同法第35条及び第36条）を積極的に進める。さらに、公的統計の提供も併せて積極的に推進する。

オ データ等が不足して外部から検証することができないなどの意見・要望が寄せられた場合は、それらを基に、外部からの検証可能性を確保するための適切かつ必要な措置を講ずるよう努める。また、各行政機関に共通する制度上の課題が生じた場合には、総務省が考え方を整理して各行政機関に提示する。

2 学識経験者等からなる政策評価に関する会議の公開等

学識経験者等からなる政策評価に関する会議を開催している場合は、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とすることやインターネット配信等の取組を進める。

各行政機関の国民の意見・要望を受け付けるための窓口については、その所在や受け付けることとする意見・要望の内容が国民にとって分かりやすいものとなるよう努めるとともに、意見・要望の活用の結果について公表するものとする。

3 その他

本ガイドラインが定着するまでの間、総務省はフォローアップを行う。